第 131 号 (令和 5 年 4 月 5 日発行) 発行日 5 日、15 日、25 日 横 浜 市 報 横浜市 2 5 日 で 10 番 地 の 10

目 次

	t N	頁
ΓŧĘ		只
اردر ا	横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	6
\triangle	横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	15
_		10
Δ	一般廃棄物処理実施計画【資源循環局政策調整課】	16
\triangle	固定資産税に係る固定資産の価格等の登録【財政局固定資産税課】	37
\triangle	「大都市比較統計年表」売払代金収納事務の委託【政策局統計情報課】	38
\triangle	「調査季報」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】	39
\triangle	「横浜市民意識調査」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】	40
\triangle	「横浜市民生活白書2019」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】	41
\triangle	「横浜市中期計画2022~2025」売払代金収納事務の委託【政策局政策課】	42
\triangle	指定納付受託者の指定【政策局財源確保推進課】	43
\triangle	「季刊誌「横濱」」売払代金収納事務の委託【政策局広報課】	44
\triangle	「季刊誌「横濱」デイジー版」売払代金収納事務の委託【政策局広報課】	45
\triangle	「図説「横浜の歴史」」売払代金収納事務の委託【政策局広報課】	46
\triangle	「横浜市史Ⅱ」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】	47
\triangle	「横浜市史資料所在目録ー近・現代ー」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント	48
	課】	
\triangle	「横浜市史資料室紀要」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】	49
\triangle	「市史研究よこはま」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】	50
\triangle	「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント	51
	課】	
\triangle	「報告書「ヨコハマの台所~高度経済成長期の横浜市中央卸売市場~」」売払代金収納事務	52
	の委託【総務局行政マネジメント課】	
\triangle	「報告書「占領軍のいた街」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】	53
\triangle	「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント	54
	課】	
\triangle	「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネ	55
	ジメント課】	
\triangle	「報告書「横浜の戦争―市民と兵士の記録」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジ	56
	メント課】	
\triangle	「報告書「豊かな海と暮らし―金沢区柴の漁業史」」売払代金収納事務の委託【総務局行政	57
	マネジメント課】	
\triangle	「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメン	58
	卜課 】	
\triangle	「報告書「YOKOHAMA1968・1989-戦後の転換点-」」売払代金収納事務の委託【総務局行政	59
	マネジメント課】	
\triangle	「横浜市史資料室報告書」売払代金収納事務の委託【総務局行政マネジメント課】	60
\wedge	「会和5年度予算案について」売払代金収納事務の季託【財政局財政課】	61

\triangle	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	62
\triangle	「横浜市開港記念会館ステンドグラス修復記念誌」売払代金収納事務の委託【市民局総務課	63
	1	
\triangle	「横浜の町名」売払代金収納事務の委託【市民局総務課】	64
\triangle	出資法人等の名称【市民局市民情報課】	65
\triangle	計量法第19条の規定に基づく定期検査手数料収納事務の委託【経済局消費経済課】	66
\triangle	「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学びをつなぐ」売払代金収納事務の委	67
	託【こども青少年局保育・教育支援課】	
\triangle	「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払代金収納事務の委託【こども青少	68
	年局保育・教育支援課】	
\triangle	「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売払代金収納事務の委託【こども青少	69
	年局保育・教育支援課】	
\triangle	「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第8集」売払代金収納事務の委託【こども青少	70
	年局保育・教育支援課】	
\triangle	児童相談所の児童福祉司等の数【こども青少年局中央児童相談所】	71
\triangle	埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	72
\triangle	「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」売払代金収納事務の委託【健康福祉	73
	局福祉保健課】	
\triangle	地域包括支援センターの設置【健康福祉局地域支援課】	74
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ	75
	ス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ	77
	ス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事	79
	業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事	80
	業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事	81
	業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事	82
	業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機	83
	関(精神通院医療)の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】	
\triangle	同	84
	【健康福祉局こころの健康相談センター】	
\triangle	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機	85
	関(精神通院医療)の辞退【健康福祉局こころの健康相談センター】	
\triangle	「入門・イチから学ぶ依存症支援~横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイ	86
	ドライン~」売払代金収納事務の委託【健康福祉局こころの健康相談センター】	
\triangle	老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】	87
\triangle	「横浜市水と緑の基本計画」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	89
\triangle	「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	90
\triangle	「横浜市森づくりガイドライン」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	91
\triangle	「横浜市公園緑地配置図 25,000分の1」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課	92
]	
\triangle	「横浜市環境科学研究所報第33号」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	93

\triangle	「川と海の生き物シリーズ6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金収納事務の委託【環境	94
	創造局経理経営課】	
\triangle	「川と海の生き物シリーズ7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金収納事務の委託【環境	95
	創造局経理経営課】	
\triangle	「川と海の生き物シリーズ8 生きもので調べよう よこはまの川」売払代金収納事務の委	96
	託【環境創造局経理経営課】	
\triangle	「川と海の生き物シリーズ9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金収納事務の委	97
	託【環境創造局経理経営課】	
\triangle	「横浜の川と海の生物(第10報・海域編)」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営	98
	課】	
\triangle	「横浜の川と海の生物(第11報・河川編)」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営	99
	課】	
\triangle	「酸性雨に関する調査研究報告書(Ⅱ)」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課	100
	1	
\triangle	「横浜の源流域環境」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	101
\triangle	「よこはまのいきものハンドブック」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	102
\triangle	「横浜の都市農業(マップ&データ(横浜市農業施策現況図)」売払代金収納事務の委託【	103
	環境創造局経理経営課】	
\triangle	「横浜市公共下水道計画図」売払代金収納事務の委託【環境創造局経理経営課】	104
\triangle	地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】	105
\triangle	一般廃棄物(動物死体)処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	106
\triangle	粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託【資源循環局業務課】	107
\triangle	地図・航空写真等売払代金収納事務の委託【建築局都市計画課】	108
\triangle	横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務の委託【建築局市営	109
	住宅課】	
\triangle	「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	111
\triangle	「住民合意形成ガイドライン(第2版)」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	112
\triangle	「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	113
\triangle	「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託【都市整備局総務課】	114
\triangle	放置自転車等保管手数料の収納事務の委託【道路局交通安全・自転車政策課】	115
\triangle	「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金収納事務の委託【道路局企画課】	116
\triangle	「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託【道路局河川管理課】	117
\triangle	入港料徴収事務の委託【港湾局経理課】	118
\triangle	港湾使用料(岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、	119
	その他施設(事務所)、港湾施設用地・ふ頭用地)徴収事務の委託【港湾局経理課】	101
\triangle	赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託【港湾局賑わい振興課】	121
\triangle	赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託【港湾局賑わい振興課】	122
\triangle	「横浜市開港記念会館 100 周年記念誌「ジャックの塔 100 年物語」」売払代金収納事務の委	123
٨	託【中区地域振興課】 「##バム温性力性」まれい人間対するのませばいる。	104
\triangle	「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託【金沢区地域振興課】	124
\triangle	「いたち川散策マップ」売払代金収納事務の委託【栄区区政推進課】	125
\triangle	「栄区歴史散策マップ」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	126
\triangle	「栄の歴史」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】 「栄区郷土史ハンドブック」売払代金収納事務の委託【栄区地域振興課】	127
\triangle	「未区郷工史ハントノック」元払八金収納事務の委託【未区地域振興課】 横浜市国際学生会館使用料の徴収事務の委託【教育委員会事務局小中学校企画課】	128 129
\triangle	横浜市学校給食費の収納事務の委託【教育委員会事務局健康教育・食育課】	130
\sim	1815ロースル以具ツパルロチカツスは11代の日女具五手仂川足塚秋日 以目味1	100

\triangle	横浜市山内図書館複写手数料の収納事務の委託【教育委員会事務局企画運営課】	131
\triangle	「包括外部監査報告書」売払代金収納事務の委託【監査事務局監査管理課】	132
[公	告]	
\triangle	土地区画整理審議会委員補欠選挙の結果【都市整備局市街地整備調整課】	133
\triangle	災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【総務局地域防災課】	134
\triangle	災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し【総務局地域防災	135
	課】	
\triangle	大規模小売店舗の新設の届出【経済局商業振興課】	136
\triangle	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	138
\triangle	事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】	140
\triangle	事業の廃止の届出【環境創造局環境影響評価課】	141
\triangle	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	142
\triangle	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環	143
\wedge	境課】 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造	144
\triangle	周水・土壌環境課】	144
\triangle	横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解	145
	除【環境創造局水・土壌環境課】	
\triangle	公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】	146
\triangle	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	147
\triangle	廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】	148
\triangle	横浜国際港都建設道路事業の変更に係る事業の施行【建築局都市計画課】	149
\triangle	横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧【建築局都市計画課】	150
\triangle	横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	151
\triangle	横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	152
\triangle	横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	153
\triangle	横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	154
\triangle	事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	155
\triangle	事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】	156
\triangle	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	157
\triangle	同 【建築局調整区域課】	158
\triangle	同 【建築局調整区域課】	159
\triangle	同 【建築局調整区域課】	160
\triangle	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	161
\triangle	同 【建築局調整区域課】	162
\triangle	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	163
\triangle	同 【建築局建築指導課】	164
\triangle	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	165
\triangle	同 【建築局建築指導課】	166
\triangle	同 【建築局建築指導課】	167
\triangle	地域まちづくりプラン認定の失効【都市整備局地域まちづくり課】	168
[達]	
\triangle	横浜市請負工事検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第一課】	169
	横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程の一部改正【財政局契約第二課】	170
-	告示] - 翌京地紀田休の生ご東頂の亦再【南区地域に開課】	171
\triangle	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	171

\triangle	同	【神奈川区地域振興課】	172
[区	公告]		
\triangle	自動車臨時運行許	可番号標の失効【泉区総務課】	173
[選	挙長等]		
\triangle	議員候補者の届出	【鶴見区】	174
\triangle	司	【神奈川区】	176
\triangle	同	【西区】	178
\triangle	同	【中区】	180
\triangle	同	【南区】	182
\triangle	同	【港南区】	184
\triangle	同	【保土ケ谷区】	186
\triangle	同	【旭区】	188
\triangle	同	【磯子区】	190
\triangle	同	【金沢区】	192
\triangle	同	【港北区】	194
\triangle	同	【緑区】	197
\triangle	同	【青葉区】	199
\triangle	同	【都筑区】	201
\triangle	同	【戸塚区】	203
\triangle	同	【栄区】	205
\triangle	同	【泉区】	207
\triangle	同	【瀬谷区】	209
[市	会]		
\triangle	令和5年第1回市	会定例会会議事項(第1日)【議事課】	211
\triangle	令和5年第1回市	会定例会会議事項(第2日)【議事課】	212
\triangle	令和5年第1回市	会定例会会議事項(第3日)【議事課】	215
\triangle	令和5年第1回市	会定例会会議事項(第4日)【議事課】	218
\triangle	令和5年第1回市	会定例会会議事項(第5日)【議事課】	220
[そ	の他]		
\triangle		及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について(副市長依命	223
	通達)【会計室会計	十管理課】	

規則

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第39号

横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 横浜市営住宅条例施行規則(平成9年3月横浜市規則第44号)の一部を次のように改正する。 別表第3中

Γ

		ш
	15, 200	円
	14, 200	
	19, 200	
屋根あり	18, 500	
屋根なし	16, 500	
	11, 500	
	13, 200	
	12, 200	
	9, 300	
軽自動車用	10, 500	
その他	11, 500	
	20,000	
	26, 500	
	17, 600	
	22, 500	
	15, 500	

	15, 000
	9, 200
	13, 500
	14, 500
	17, 400
	16, 900
	16, 600
	9, 200
	11, 500
	11, 500
	7, 900
	8, 300
屋根あり	10, 700
屋根なし	8, 700
屋根あり	14, 000
屋根なし	12, 000
屋根あり	11, 300
屋根なし	9, 300
	10, 400
屋根あり	13, 800
屋根なし	11,800
	11, 800
屋根あり	11, 900
建設年度が平成4年度のもの	で屋根
なし(軽自動車用を除く。)	9, 900

軽自動車用	8, 900
建設年度が平成4年度	
	9, 200
	13, 200
	16,000
	13, 500
	14, 000
	11,500
軽自動車用	11,500
その他	12, 500
軽自動車用	11,500
その他	12, 500
軽自動車用	10, 500
その他	11,500
	16, 400
屋根あり	18, 300
屋根なし	16, 300
	13, 500
	12, 400
屋根あり	16, 300
屋根なし	14, 300
	15, 300
	14, 500
	12, 500
	11, 500

を

	12, 200
屋根あり	14, 200
屋根なし	12, 200
軽自動車用	11, 200
	12, 100
軽自動車用	8, 200
その他	9, 200
	9, 200
	9, 900
屋根あり	11, 200
屋根なし	9, 200
	11,700
	11,500
	11,500
	10, 200
	8,600
	10, 200
	10, 300
	13, 100
	12, 600
屋根あり	10,800
屋根なし	8,800
	11,500
	7, 900
•	

9, 100
9, 100

Γ

	円
	14, 900
	14, 400
	19, 700
屋根あり	18, 600
屋根なし	16, 600
	12,000
	13, 700
	12, 500
	9, 600
軽自動車用	11,000
その他	12,000
	19, 900
	26, 600
	17, 900
	23, 000
	16, 000
	15, 500
	9, 600
	13, 900
	15, 000

	16, 400
	16, 800
	16, 100
	9, 500
	11, 700
	11,600
	8, 200
	8, 400
屋根あり	11, 100
屋根なし	9, 100
屋根あり	14, 200
屋根なし	12, 200
屋根あり	11, 700
屋根なし	9, 700
	10, 500
屋根あり	13, 900
屋根なし	11, 900
	11, 900
屋根あり	12, 300
建設年度が平成4年度のものなし(軽自動車用を除く。)	
	10, 300
軽自動車用	9, 300
建設年度が平成4年度以外の	のもの
	9, 600
	12, 400

	16, 200
	14, 000
	14, 100
	12,000
軽自動車用	12,000
その他	13, 000
軽自動車用	12,000
その他	13, 000
軽自動車用	11, 000
その他	12, 000
	16, 200
屋根あり	18, 500
屋根なし	16, 500
	14, 000
	12, 700
屋根あり	16, 500
屋根なし	14, 500
	15, 400
	14, 300
	12, 900
	11, 200
	12, 600
屋根あり	14, 600
屋根なし	12, 600

に、

軽自動車用	11,600
	12, 200
軽自動車用	8,600
その他	9,600
	9, 600
	10, 300
屋根あり	11, 600
屋根なし	9, 600
	11, 800
	12, 000
	12, 000
	10, 600
	8, 900
	10, 400
	10, 500
	13, 200
	12, 800
屋根あり	11, 200
屋根なし	9, 200
	11, 900
	8, 200
	9, 400
	9, 400

Γ

J

	屋根あり	10, 700		
	屋根なし	8,700		
		9, 200		
		9, 200		を
		9, 200		
		11,000		
Γ			J	
'	屋根あり	10,900		
	屋根なし	8,900		
		9, 600		
		9, 500		12,
		9, 500		
		11, 200		
Γ			J	
'		9, 200		
		11, 900		を
			J	
Γ		0,000		
		9,600		に改める。
		12, 000		
			J	

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

14

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市規則第40号

横浜市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則 横浜市改良住宅条例施行規則(昭和37年5月横浜市規則第44号) の一部を次のように改正する。

別表第3中

Γ

月 19, 200 20, 000 15, 500 17, 500 13, 500 15, 200 14, 700

を

Г

円 19,700 19,900 16,000 17,600 13,900 14,500

に改める。

附則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告示

横浜市告示第 147 号 (令和5年3月31日掲示済)

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137 号)第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)第40条第2項の規定に基づき、告示する。

令和5年3月31日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 目的
 - 一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137 号。以下「法」という。)及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。)に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。
- 2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- 3 ごみ処理実施計画
 - (1) 処理計画量

ごみと資源の総量 (家庭系・事業系のごみ量と資源化量の合計):約 116.4 万トン

- (2) 事業の方向性
 - ア「SDGsの達成」「脱炭素社会の実現」
 - (ア) プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けて、排出されるプラスチック製品の種類や異物の混入 状況の傾向などを把握するための実態調査を実施する。
 - (イ) 食品ロス削減の取組を一層推進するため、市民・事業者の皆様に、様々な機会・媒体を活用した効果的な働きかけを行う。
 - (ウ) ごみ焼却工場で創出される「環境にやさしいエネルギー」の市内での活用を進めるとともに、ごみを焼却した際に発生する排ガスから、 CO2 を分離・回収し利用する技術(CCU) の実用化に向けた実証試験を実施する。
 - イ 「安定したごみ処理」「市民ニーズへの対応」
 - (ア) 市民生活を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなる時も着実に実施するとともに、高齢化に伴うごみ出し

支援のニーズ増加への対応を継続する。

- (イ) 市民サービスの向上に資する D X の取組として、粗大ごみ処理手数料の電子決済化や、資源集団回収奨励金の交付申請をインターネット上でも行えるよう効率化を図る。
- (ウ) 清潔できれいなまちを目指し、横浜駅西口の美化対策の強化をはじめ、地域清掃の活性化や歩きたばこの防止に取り組む。
- ウ「将来を見据えた施設整備」
 - (ア) 地域に根ざし、脱炭素社会の一翼を担うごみ焼却工場として再整備を進める保土ケ谷工場の本体工事に向けた事業者選定を行う。
 - (イ) 廃棄物処理施設における老朽化に対応するため、AI・IoT技術を積極的に活用し、時代の変化を踏まえた最適な施設整備について検討する。
- (3) 主 な 事 業 内 容 ア 資 源 循 環 管 理
 - (ア) 減量・リサイクル推進
 - a 3 R の 推 進

リデュース・リュース・リサイクルの3Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報・啓発を通じて、市民・事業者の実践行動を推進する。また、横浜G30プラン、ヨコハマ3R夢プランに続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の取組内容を、様々な広報媒体や機会を活用して、わかりやすくお伝えする。

- b 分別・リサイクルの推進
 - (a) 分別・リサイクル推進事業 分別収集したプラスチック製容器包装やスプレー缶 、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみの中間処理・資 源化委託を実施する。
 - (b) 資源選別施設管理運営事業等 分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化する。
- c 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組
 - 発生抑制等推進事業 市民・事業者との連携により、プラスチックごみの発生抑制や分別・リサイクルを推進する。また、食品ロスの削減に向け、国際機関や事業者等と連携した取

組や家庭での実践に役立つ情報発信等を行うとともに、「土壌混合法」による生ごみ減量化を推進する。

- (b) 環境事業推進委員等事業環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組みます。また、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図る。
- (c) 資源集団回収促進事業 自治会・町内会等の地域の登録団体と回収事業者が 契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資 源化する。また、資源集団回収の安定的な実施のため 、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。登録団 体や回収事業者が行う奨励金申請手続についてオンラ

イン化するシステムを、令和5年度に開発する。

- d 事業系ごみの適正処理・減量化の推進
 - (a) 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等
 「食べきり協力店」や「横浜市食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進める。また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査を行うとともに、プラスチック対策としてリサイクル等を働きかける。横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組む。
 - (b) 事業系ごみ適正搬入推進事業等 ごみ焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止する。また、一般廃棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進する。
- 国際協力事業各国が抱えている廃棄物の課題解決に向け、国やJICA等と連携して支援を実施する。
- (イ) 事務所
 - a 事務所等運営 収集事務所等の維持管理を行う。
 - b 事務所等整備補修 収集事務所等の整備・補修を実施する。
- (ウ) 車 両 管 理
 - a 車両維持管理等 収集車両の維持管理や燃料の調達等を行う。
 - b 車両調達 ごみの収集運搬業務で使用する車両を調達する。

イ 適正処理

- (ア) 適正処理総務
 - a 家庭ごみの収集運搬
 - (a) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業 プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボト ルの収集運搬業務を、民間事業者へ委託し実施する。
 - (b) 中継輸送業務委託等 家庭ごみ収集運搬業務の効率化やごみ焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営業務等を民間事業者等へ委託し実施する。
 - (c) 粗大ごみ処理事業 粗大ごみの受付業務及び収集業務等を、民間事業者等へ委託し実施する。また、インターネット申込み等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を導入する。
 - (d) 適正処理総務管理等 集積場所の改善を行うとともに、ふれあい収集やい わゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出支援を実 施する。
 - b きれいなまち横浜の推進
 - (a) クリーンタウン横浜事業

(b) 不法投棄等対策事業

不法投棄された廃棄物の早期撤去を行うほか、不法投棄の防止を図る。また、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車を撤去、処分する。

- (イ) 工場
 - a ごみ焼却工場の管理・運営
 - (a) 工場運営等

ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を実施する。また、ごみ焼却工場で創出し

た電力等を売却し、財源を確保する。

(b) 工場補修等

ごみ焼却工場のプラント設備等の補修や整備を実施する。

b 保土ケ谷工場再整備事業

新たな保土ケ谷工場の建設工事に向けた事業者選定を行う。また、工場の再整備中においても中継輸送機能を確保するため、中継輸送施設の建設工事及び橋梁等の解体工事などを実施する。

c 焼却灰資源化事業

焼却灰の資源化を実施する。

d 工場環境保全調査等

環境法令等に基づき、排出ガスや排水等の有害物質の調査を実施する。また、ごみの組成調査を実施する。

e 港南工場跡地活用事業

済生会横浜市南部病院の移転・再整備のため、崖地対策工事の実施と既存建物解体の経費負担を行う。

- (ウ) 処分地
 - a 最終処分場の管理・運営
 - (a) 南本牧最終処分場の管理・運営 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営 を適正に行う。また、最終処分場の安定稼働が継続で きるよう、排水処理施設の補修・更新を計画的に実施 する。
 - (b) 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営 埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明 台処分地スポーツ施設の管理・運営等を適正に行う。
 - b 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業 第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周 護岸等の負担金を支出する。
 - c 処分地環境保全調査

環境法令等に基づき、排水や汚泥等の有害物質等の調査、周辺環境に対する影響調査を実施する。

- (工) 産業廃棄物対策
 - a 産業廃棄物の適正処理
 - (a) 排出事業者指導等

産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施するとともに、プラスチック対策として多量に排出する事業

者にリサイクル等を働きかける。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図る。

- (b) 不適正処理監視・指導強化事業 産業廃棄物の不適正処理に対し迅速な対応を図ると ともに、違法事案に対して監視・指導を実施する。
- (c) P C B 適 正 処 理 推 進 市内 事 業 者 に 対 し 、 低 濃 度 P C B が 使 用 さ れ た 電 気 機 器 の 保 有 確 認 等 を 促 す 。 ま た 、 処 分 期 間 を 過 ぎ て も 処 分 が さ れ な い 高 濃 度 P C B 廃 棄 物 に つ い て 、 本 市 が 行 政 代 執 行 に よ り 処 分 す る 。
- b 南本牧最終処分場埋立事業等 市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経費を支出する。
- c 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業 公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に 設置している井戸で汚水を汲み上げ、排水処理施設で浄 化し、下水道に放流する。また、行政代執行に要した費 用については、引き続き、原因者へ費用求償を行う。
- (4) 収集 · 運搬計画

ア区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

- (ア) 家庭ごみ
 - a 行政回収
 - (a) 燃 や す ご み 、 燃 え な い ご み 、 ス プ レ ー 缶 、 乾 電 池 、 プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 、 缶 ・ び ん ・ ペ ッ ト ボ ト ル 、 小 さ な 金 属 類 、 粗 大 ご み

	分別の	区分	排出方法	収集運
		説 明		搬方法
1	燃やす	この表の2から8ま	集積場所(透明若し	週 2 回
	ごみ	での項及び3(4)イ(ア)	集積場所をくは半透	、集積
		a (b) 古紙及び古布に	利用しよう 閉の袋で	場所に
		属さないもの	とする市民、又は透	て収集
			等 が 協 議 の 明 若 し く	(燃や
			うえ位置を は半透明	すごみ
			定め、そのの袋に入	の日に
			場所を市にれるた付	収集。
			申し出て、きの容器) 。 (
			市が収集可一で排出。	※ 1)

3	然いるかと	おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしの当) おしる一ン といカボ といカボ	確所るにた8排1) はみ) 定日ま。(※ 1 をとごさので(※ 2 を 1 を 2 を 2 を 2 を 3 を 4 を 4 を 4 を 5 を 6 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 8 を 7 を 8 を 7 を 8 を 7 を 8 を 7 を 7	購箱紙包品示出中し透半袋 みやなみ名し。身切明透で時新ど、をて をり又明排の聞で製表排 出、はの出	
4	乾 電 池	一次電池のうち、マ ンガン乾電池、アル カリ乾電池、ニッケ ル系一次電池、リチ ウム電池		。 透明又は 半透明の 袋で排出。	
5	プチ製包※ ラッ容装 3 スク器 ()	商ちチのボのて(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)		中さう容く又て若半袋はし透にた容出身なに器すは、し透で透く明入付器。をいしをすふ透く明、明はのれきで残よ、軽ぐい明はの又若半袋ふの排	週、場て(スク器の収。11集所収プチ製包日集()回積に集ラッ容装に)※

		接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器(12) 包装		
6	缶んットびペボ	商缶ニプ)(下。もびスププに等っんぺしレ又造容、ゆ調酢タんの鋼」の動物が、ののの③ず有、れトポタそ形でよ工料はプれの鋼」のあみ飲が、のの③ず有、れトポタそ形でよ工料はプれの鋼」のあみ飲が、このの③ず有、れトポタそ形でよ工料はプれの鋼」のあみ飲が、このの③ず有、れトポタそ形でよ工料はプれの鋼」のあみ飲が、このの④造容品のルチト準をて、み酢ッ料のうア(含飲むとさ、て②び①・器が、こと製ず有、しり、シがちルカむ食。いれ、ガカコ~形で充、主ンのるす飲ょん調ン充、ミッ。品以うた、ラッツ③状あて、とテ瓶構る料う風味グて、ミッ。品以うた、ラッツ③状あて、とテ瓶構る料う風味グで、	缶と分場るラは中す缶はずトは、んトを透く明又若半袋ふ容出缶と分場るラは中す缶はずトは、んトを透く明又若半袋添容出	週、場て(びぺボの収。11集所収缶んット日集()
7	小金ス類	き「)チのびのさ をのとが未の当) にいる製一トのにく とい属、一こ項除骨 をのとが未の当)	袋ず(、てるのの又明入刃険はなににた細散おあははのれ物な新どれが乱そる透半袋る等も聞でれ出しくすれも明透に。危の紙包	

8 粗大ごみ	・ 一ト金チの灯該イ布 を辺ル属メ(、当で を辺ル属メ(、当で を辺ル属メ(、当で を辺ル属メ(、当で を辺ル属メ(、当で を辺ル属メ(、当で を辺ル属メ(、当で を辺ル属メ(、当で を辺いるのが ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	みをて) おいる間の指たびに集 のより、一済は利ののより、一済は利ののより、一済は利力ののより、一済は利力の受力を がに(1) かいる電ネみ集納)を がに(1) かいる電ネみ集納)を がにし及所収 かいる電ネみ集納)を がにしるがに集
	に該当するものを除く。)	をさま場 タ申み数の番を者定入 はに粗ルみ、し、(4) はに粗ルみ、し、(4) はに粗ルみ、し、(4) がよれで所 一込収料。号貼自め が貼れで所 一込収料。号貼自め がよれで所 一込収料。号貼自め

- ※ 2 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所(北部事務所を除く。)に申し込み、1項は3(5)ア(ア)に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2項(蛍光灯及び電球を除く。)は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。

また、この表の2から7までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町745番地の45)及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570番地の1)へ持ち込むことができる。

※3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第 112 号)第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装(ペットボトル以外のもの。)のこと(

ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。)。

(b) 古紙及び古布

	分別の	区分 排 出 方 法	又集運
		説 明	般 方 法
1	古 紙		旨定し
		パック、雑誌・その パック、雑誌・その た	
		他の紙(新聞、段ボ 他の紙を種類ごとに 及	及び場
		ール、紙パック、雑しまとめ、ひもでしば「麻	
			又集。
			(💥 5
		、裏カーボン紙、内 いものや、細かいも)	
		側がアルミ張りの紙のは、紙袋又は透明	
		パック、捺染紙(ア 若 しくは半透明の袋	
		イロンプリント用熱に入れて排出。)。	
		転写紙)、感熱発泡 (※4)	
		紙、ヨーグルト・ア	
		イスクリームの紙製	
		容器、カップ麺の紙	
		製容器、洗剤の紙製	
		容器、石けんの個別	
		包装紙は除く。)	ta i li s
2	古 布	主として繊維ででき」透明又は半透明の袋」指	
		ている製品(衣類、で排出。(※4) た	
		シーツ、毛布、カー	
		テン、タオル、ハン	
			又集。
			(🔆 5
		や破れのあるもの、	
		綿入りのものは除く	
		。))	

- ※ 4 排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町 745 番地の45)及び栄ストックヤード(栄区上郷町 1,570番地の1)へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。
- - (c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

	分別の	区 分	排 出 方 法	収集運
		説 明		搬方法
1	小型家	電気、電池で作動す	電池類を取り外し、	適宜収
	電	る製品(蛍光灯、電	区役所や資源循環局	集
		球を除く、30センチ	事務所等に設置され	
		メートル×15センチ	ている専用の回収ボ	

		入る、長さ30センチ	た3さそイごきン。取、はて は関7しは燃排ナを電も透に 出製7しは燃排ナを電も透に 出製7しは燃排ナを電も透に は製1て一タニなけの) へ製 a 類製1て一タニなけの) の金イ金他 a と (ュた外れ透出 の金イ金他 a と (った外れ透出	
2	水の計圧温 ままま	水銀式の体温計・血圧計・温度計(割れているものを除く。)	購明入源付れボま2し の半、局まるス3えがの半、局まるス3えがでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	適宜収集

b 資源集団回収

						104.	/ ~			<i>V</i> •															
묘	目										排	出	方	法						収	集	運	搬	方	法
(1)		古	紙	類	(新	聞	`	段	ボ	登	録	寸	体	کے	登	録	業	者	登	録	寸	体	と	登
	_	ル	`	紙	パ	ツ	ク	,	雑	誌	کے	\mathcal{O}	契	約	に	ょ	る	0		録	業	者	کے	\mathcal{O}	契
	•	そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}	紙)													約	に	ょ	る	0	(
(2)		布	類																	*	6)			
(3)		金	属	類	(ア	ル	3	缶	•															
	ス	チ	_	ル	缶	(食	料	用	•															
	飲	料	用))																				
(4)		び	λ	類																					

- ※ 6 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。
 - (イ) 事業系ごみ(事業活動に伴って生ずる一般廃棄物) 以下の分別の区分に従い、排出及び収集運搬を行うものとする。なお、排出事業者が収集運搬を他人に委託する場合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者(以下「収集運搬業許可業者等」という。)に委託しなければならない。

1 9	分別の区分	排出場所	排出方法	収集運搬
	説 明			方 法

2	古紙 大生 ボカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新ル、イク(、用紙紙、箱、一(さの※。資の間、雑スス名葉紙等類紙、シ紙資なあ7)源(段パ、、一、、付細包、りレど化可もは、す源でのが、、一、、付細包、りレど化可もは、す源では、がするがは、大のでは、	次か() (2) (2) (3) (4) (4) (5) (4) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	新ーツ、紙スをに出 3 ぬ間ルクオ、ぺ品分。 (5) る (5) を (5) を (5) を (5) を (5) を (7) を (5) を	排者運収業者集出自搬集許等運事ら又運可が搬業収。
3	生 可廃びの 燃棄不廃 の及性物	の推こ及別さ別れ除の推のびのな表たくの推の項分も記棄)の項分も記棄)	回排」い場てれ場くの方に排と用集を)「法お出しさ積除。	め、搬示別。可物廃別。業混は。る生入にし 燃と棄しな廃入なくみのい排 廃燃を排、物せなずの指分出 棄性分出産をてい	
す又係らる般横物化及理	居るは事排事廃浜等、び等規に事福務出業棄市の資適に則併業祉所さ系物廃減源正関第置所関かれ一(棄量化処す9	3 (4) イ (ア) a 行政回収の分に準ずる。	住すは『ア収方お場使集排福務に事3行「」でとさ場。関は併業49政排欄排しれ所 係指置所イ回出に出てるに 事定	。3行排準排明明業記表イ回方、時は袋名、すのにつ透透事明と。	3 (4) イ(ア) a (イ) (ア) 回収 (水)

条の要件を	された場所	
満たし、同	に排出。	
規 則 第 10 条		
に定める届		
出を行った		
事業所に限		
る。)		

- ※ 7 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた粘 着物のついた紙、汚れが著しい紙、臭いのついた紙、感光紙 、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、 捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、ターポリン紙、硫 酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、 合成紙等をいう。
 - (ウ) その他

	,	. / /		_	• -	.—																			
区	分												排	出	方	法				収	集	運	搬	方	法
動	物	0)	死	体									_							適	宜	収	集		
(遺	棄	動	物	\mathcal{O}	死	体	に	限	る	0)													
不	法	投	棄										_							適	宜	収	集		
横	浜	市	建	築	物	等	に	お	け	る	不	良	排	出	者	と	0)	取	り	排	出	者	と	0)	取
な	生	活	環	境	\mathcal{O}	解	消	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	発	生	\mathcal{O}	決	\otimes	に	ょ	る	0		り	決	\emptyset	に	ょ	る
防	止	を	义	る	た	\otimes	\mathcal{O}	支	援	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	措								0					
置	に	関	す	る	条	例	(亚	成	28	年	9													
月	横	浜	市	条	例	第	45	号)	第	6	条													
第	2	項	に	規	定	さ	れ	る	不	良	な	生													
活	環	境	\mathcal{O}	防	止	に	必	要	な	対	応	に													
ょ	り	排	出	さ	れ	た	_	般	廃	棄	物	及													
び	第	6	条	第	3	項	\mathcal{O}	規	定	に	ょ	り													
排	出	さ	れ	た	_	般	廃	棄	物	(以	下													
Γ	11	わ	ゆ	る	Γ	<u>_</u> "	み	屋	敷	⅃	対	策													
条	例	に	規	定	さ	れ	た	_	般	廃	棄	物													
J	と	٧V	う	0)																				
地	域	清	掃	`	そ	\mathcal{O}	他						随	時	排	出				適	宜	収	集		

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機	メーカー及
物(条例	器 再 商 品 化 法 (平 成 10 年 法 律 第 97 号)	び販売店等
第 30 条 第	第2条第5項に規定する特定家庭用機	に相談し、
1 項関連	器廃棄物をいう。以下、同じ。)であ	適正に処理
)	るエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫	0
	・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オー	
	トバイ、FRP船、パーソナルコンピ	
	ューター (3(4)イ(ア)a(c)に該当するも	
	のを除く。)、消火器、大量の自転車	
	、タイヤ(自動車、バイク)、自動車	
	・二輪車用バッテリー、小型充電式電	
	池、ボタン電池、プロパンガスボンベ	

	、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料 、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及 び清掃に関する法律施行令(昭和46年 政令第300号)第3条第1号ホに規定 する石綿含有一般廃棄物(非飛散性の ものは除く。)、その他収集及び処理 に著しい支障を及ぼすもの	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排又搬者運し第ク終搬出は業等搬、5廃処入自集可収委本口物場ら運業集託牧ッ最に
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	お収許にを市す搬の運業集託の施。

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先(条例別表第1関連)

搬入先	所 在 地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町 745 番地の45
栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1

オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設(条例第37条第1項及び同条第2項並びに別表第1 関連)

施 設 名	所 在 地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
保土ケ谷工場(※8)	保土ケ谷区狩場町 355 番地
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都 筑 工 場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物	中区南本牧3番の1及び4番の
最終処分場	1 地 先
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

※ 8 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

カー般廃棄物収集運搬業の許可

取扱廃棄物の種類が一般廃棄物(ごみ(横浜市が収集するものを除く))である一般廃棄物収集運搬業については、新たな許可は行わない(詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。)。

(5) 処理·処分計画

ア家庭ごみ

(ア) 行政回収

 機入先(中継施設は除く。) 施設名 所在地 競見区末広町1丁目 競見区末広町1丁目 競りの指表のででである。 競しておりのででは大きいでである。 一様却 一様のでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないである。 一様のでは、できないでは、でき		(11	叹 [1			
 然や水大の粗大化で変源化となく。) 観見は鶴見では、	区	分								(中	継	施	設	はー	除	< .))				処	理	方	法
可然性の 粗大 (施	設	名					所	在	地										
 ご可能な報大ごからになり、 (保土ケ谷工場 (保土ケ谷区狩場町 35 5 番地 旭区白 根 二丁目 8 番目	燃	P	す	<u>_</u> ,	み	`	鶴	見	工	場	(破	砕	鶴	見	区	末	広	町	1	工	目	焼	却	_	_
所能なく。	可	燃	性	\mathcal{O}	粗	大	物	は	鶴	見	資	源	化	15	番	地	\mathcal{O}	1								
女を除く。) ※8) 5 番地 旭工場 旭区自根二丁目8番 金沢工場 番地の1 都筑工場 都筑区平台27番1号 不燃性の額源化 中区本牧3番の1 少分場 中区本数の1 4を定み(資租大ごり分場 15番地の1 4を定めたい 15番地の1 4を定めたい 15番地の1 4を定めたい 15番地の1 4を定めたい 15番地の1 4を定めたい 15番地の1 4を大っド 15番地の1 4を大っド 15番地の1 15番地の1 15番地の1 2を沢上り合う 15番地の1 2を沢上り合う 15番地の1 2を沢上の合う 15番地の1 2を沢上の合う 15番地の2 2を沢上の合う 15番地の2 2を沢上のの1 15番地の2 2を決しの1 4番地の2 4を決しの1 443番 4を決しの1 443番 4を決しの1 10年を表現の1 4を決しの1 10年を表現の1 4を決しの2 10年を表現の1 4を決しの2 10年を表現の1 4を決しの2 10年を表現の1 4を決しの2 10年を表現の1 4を定めの3 10年を表現の1 4を定めの3 10年	ĵJ	み	(資	源	化	セ	ン	タ	1)															
旭工場	可	能	な	粗	大		保	土	ケ	谷	工	場	(保	土	ケ	谷	区	狩	場	町	35				
	み	を	除	<	0)	*	8)					5	番	地										
 金沢工場 金沢工場 都筑工場 都筑区平台27番1号 中区内南本牧3番の1 サウ区南本牧3番の1 ルクカ場 サウび4番の1地先 資源化 サウンカ場 サウンカ場 サウンカ場 サウンカ場 サウンカ場 サウンカ場 サウンカー 保土ケ谷ストックヤー ルストックヤー ルストックヤー ルストックヤー 市が、ストックヤー 市が、ストックカー 市が、ストックカー 市が、ストックカー 市が、カード 市が、カード 中区の1 市本牧第5ブロック廃棄・物量終した カリカル・カード 市本牧第5ブロの谷3,949番 ・カード 市本牧第5が最終した カリカル・カード 中区の名3,949番 資源化 							旭	エ	場					旭	区	白	根		丁	目	8	番				
本														1	号											
お筑工場							金	沢	工	場				金	沢	区	幸	浦		丁	目	7				
 下燃性の粗大														番	地	\mathcal{O}	1									
							都	筑	工	場				都	筑	区	平	台	27	番	1	号				
明能な粗大ご	不	燃	性	\mathcal{O}	粗	大	南	本	牧	第	5	ブ	口	中	区	南	本	牧	3	番	0)	1	埋	立	て	
女を除く。) 鶴見ストックヤ 鶴見区末広町1丁目 15番地の1 然えないごみ (保土ケ谷ストッ 保土ケ谷区狩場町35万番地 地の1 場本 大ックヤード 地区白根二丁目8番 15番地の1号を 15番地の2 中下 15番地の2 下下 15番地の1号を 15番地の2 下下 15番地の2 下下 15番地の2 下下 15番地の1号を 15番地の2 下下 15本の1号を 15番地の1号を 15本の1号を 15	ĵ	み	(資	源	化	ツ	ク	廃	棄	物	最	終	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	4	番	\mathcal{O}	1	地	先					
 スプレー缶、	可	能	な	粗	大		処	分	場																	
然えないごみ 一ド 15番地の1 保土ケ谷ストッ保土ケ谷区狩場町35 15番地 旭ストックヤー 旭区白根二丁目8番 金沢ストックヤー 番地の1 一ド 番地の1 一部 本次区幸浦二丁目7 一部 本地の1 神奈川ストックヤー 神奈川区新浦島町2 下場なる瀬町 443番 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	み	を	除	<	0)																				
保土ケ谷ストッ保土ケ谷区狩場町35 加ストックヤー 旭区白根二丁目8番 地ストックヤー 超区白根二丁目7番 金沢ストックヤ 金沢区幸浦二丁目7番地の1都筑ストックヤ 都筑区平台27番1号 神奈川ストック 神奈川区新浦島町2丁月4番地の2戸塚ストックヤ 戸塚区名瀬町 443番 戸塚ストックヤ 戸塚区名瀬町 443番 中ド 神明台ストック 泉区池の谷3,949番 地の1 南本牧第5ブロック廃棄物最終及び4番の1地先 20分場 地の1 南本牧第5ブロック廃棄物最終及が4番の1地先 20分場 地の1 中区南本牧3番の1 埋立て(※9) 上の分場 地の1	ス	プ	V	$\overline{}$	缶	`	鶴	見	ス	1	ツ	ク	ヤ	鶴	見	区	末	広	町	1	丁	目	資	源	化	
クヤード 5 番地 旭ストックヤー 旭区白根二丁目8番 金沢ストックヤー 金沢区幸浦二丁目7 一ド 番地の1 都筑ストックヤード 神奈川区新浦島町2 中ド 丁目4番地の2 戸塚ストックヤード 中塚区名瀬町 443番 中市・ドード 地の1 神明台ストック泉区池の谷 3,949番 地の1 南本牧第5ブロ中区南本牧3番の1 埋立て(ック廃棄物最終及び4番の1地先次9) を電池 神明台ストック泉区池の谷 3,949番 本地の1地先次9) 海源化 大ード 地の1	燃	え	な	11	_,	み	_	ド						15	番	地	\mathcal{O}	1								
旭ストックヤー 旭区白根二丁目8番 1号金沢ストックヤ 金沢区幸浦二丁目7 1号を 1号を							保	土	ケ	谷	ス	7	ツ	保	土	ケ	谷	区	狩	場	町	35				
ド							ク	ヤ	_	ド				5	番	地										
金沢ストックヤ 金沢区幸浦二丁目7 一ド 番地の1 都筑ストックヤ 都筑区平台27番1号 一ド 神奈川ストック 神奈川区新浦島町2 アード 丁目4番地の2 戸塚ストックヤ 戸塚区名瀬町 443番 地の1 神明台ストック 泉区池の谷 3,949番 ヤード 地の1 南本牧第5ブロ 中区南本牧3番の1 埋立て(ック廃棄物最終 及び4番の1地先 ※9) 処分場 む電池 神明台ストック 泉区池の谷 3,949番 資源化 ヤード 地の1							旭	ス	7	ツ	ク	t	_	旭	区	白	根	$\vec{-}$	丁	目	8	番				
一ド 番地の1							ド							1	号											
都 筑 ス ト ッ ク ヤ 都 筑 区 平 台 27 番 1 号 ー ド 神 奈 川 ス ト ッ ク 神 奈 川 区 新 浦 島 町 2 ヤード 丁目 4 番 地 の 2 戸 塚 ス ト ッ ク ヤ 戸 塚 区 名 瀬 町 443 番 ー ド 地 の 1 神 明 台 ス ト ッ ク 泉 区 池 の 谷 3,949 番 ヤード 地 の 1 南 本 牧 第 5 ブロ 中 区 南 本 牧 3 番 の 1 埋 立 て (ッ ク 廃 棄 物 最 終 及 び 4 番 の 1 地 先 処 分 場 む 電 池 神 明 台 ス ト ッ ク 泉 区 池 の 谷 3,949 番 資 源 化 ヤード 地 の 1							金	沢	ス	1	ツ	ク	ヤ	金	沢	区	幸	浦	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	丁	目	7				
一ド							<u> </u>	ド						番	地	\mathcal{O}	1									
神奈川ストック 神奈川区新浦島町 2 ヤード 1 日 4 番地の 2 戸塚ストックヤ 戸塚区名瀬町 443 番ード 地の 1 神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番ヤード 地の 1 南本牧第5ブロ 中区南本牧3番の1 埋立て(ック廃棄物最終 及び4番の1地先 ※9) 処分場 も電池 神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番 資源化 ヤード 地の 1							都	筑	ス	卜	ツ	ク	ヤ	都	筑	区	平	台	27	番	1	号				
ヤード							<u> </u>	ド																		
戸塚ストックヤ 戸塚区名瀬町 443 番							神	奈	Ш	ス	卜	ツ	ク	神	奈	Ш	区	新	浦	島	町	2				
中ド 地の1 神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番 ヤード 地の1 中区南本牧 3 番の1 埋立て(水ク廃棄物最終 及び4番の1地先 ※9) 地の3 場 神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番 資源化ヤード 地の1							ヤ	$\overline{}$	ド					丁	目	4	番	地	\mathcal{O}	2						
神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番 セード 地の1 中区南本牧 3 番の1 埋立て(ック廃棄物最終 及び4番の1地先 2 9) を電池 神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番 資源化 ヤード 地の1							戸	塚	ス	7	ツ	ク	ヤ	戸	塚	区	名	瀬	町	44	1 3	番				
ヤード 地の1 中区南本牧3番の1 埋立て()							<u> </u>	ド						地	\mathcal{O}	1										
南本牧第5ブロ ック廃棄物最終 処分場中区南本牧3番の1 及び4番の1地先 及び4番の1地先 ※9)む電池神明台ストック ヤード泉区池の谷3,949番 地の1							神	明	台	ス	7	ツ	ク	泉	区	池	\mathcal{O}	谷	3	, 94	9	番				
ック廃棄物最終 及び4番の1地先 ※9) 処分場 ・ で電池 神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番 資源化 ヤード 地の1							ヤ	<u> </u>	ド					地	\mathcal{O}	1										
処分場地の谷 3,949 番 資源化さ電池神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番 資源化ヤード地の1							南	本	牧	第	5	ブ	口	中	区	南	本	牧	3	番	0)	1	埋	1	て	(
							ツ	ク	廃	棄	物	最	終	及	C_{k}	4	番	\mathcal{O}	1	地	先		*	9)	
ヤード 地の 1							処	分	場																	
	乾	電	池				神	明	台	ス	7	ツ	ク	泉	X	池	0)	谷	3	, 94	9	番	資	源	化	
プラスチック 民間 処理 施 設							ヤ	_	ド					地	\mathcal{O}	1										
	プ	ラ	ス	チ	ツ	ク	民	間	処	理	施	設														

製容器	景包装		
缶・て		鶴見資源化セン 鶴見区末広町1丁目	
1	ドトル	ター 15番地の1	
		金沢資源選別セ 金沢区幸浦二丁目7	
		ンター 番地の1	
		緑資源選別セン 緑区上山一丁目3番	
		ター 1号	
		戸塚資源選別セ 戸塚区上矢部町 1,92	
1 5 3	、	ンター 1 番地の12 ************************************	
小名	金属類	鶴見ストックヤ 鶴見区末広町1丁目ード 15番地の1	
		ード 15番地の1 金沢ストックヤ 金沢区幸浦二丁目 7	
		並んパトラフィー一ド番地の1	
		緑資源選別セン緑区上山一丁目3番	
		ター 1 号	
		戸塚資源選別セ 戸塚区上矢部町 1,92]
		ンター 1 番地の12	
		神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番	
		ヤード 地の1	
資源 ボーブ	再使用	栄リュース品ヤ 栄区上郷町 1,570 番	再使用
化可	可能な	ード 地の1 サ III (2) 日本 2 日本 2 日本 3 日本 3 日本 3 日本 3 日本 3 日本 3	
能な粗大	家具類	神明台リュース 泉区池の谷 3,949 番品ヤード 地の 1	
性スンス	金属製	品 ヤード 地 の 1 栄 粗 大 金 属 ヤー 栄 区 上 郷 町 1,570 番	資源化
	立两衣	未 位 人 並 属 t	
	н	神明台粗大金属 泉区池の谷 3,949 番	
		ヤード 地の1	
	羽毛布	鶴見ストックヤ 鶴見区末広町1丁目	
	団	ード 15番地の1	
		旭ストックヤー旭区白根二丁目8番	
		ド 1 号	
		都筑ストックヤ 都筑区平台27番1号	
<u></u>			
古 紙		鶴見ストックヤ 鶴見区末広町1丁目ード 15番地の1	
		都 筑 ス ト ッ ク ヤ 都 筑 区 平 台 27 番 1 号	
		神明台ストック 泉区池の谷 3,949 番	
		ヤード 地の1	
		栄ストックヤー 栄区上郷町 1,570 番	
		ド 地の1	
		民間処理施設	
古 布		鶴見ストックヤ 鶴見区末広町1丁目	資源化·
		ード 15番地の1	再使用
		都 筑 ス ト ッ ク ヤ 都 筑 区 平 台 27 番 1 号	
		カ 田 ム フ ト い カ 自 戸 沖 の 公 2 040 乗	
		神明台ストック泉区池の谷 3,949 番ヤード地の1	
		1 世 7 1	

	栄ストックヤー ド	栄区上郷町 1,570 番 地の 1	
小型家電	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化
水銀式の体温 計・血圧計・ 温度計	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化

※ 9 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

(イ) 資源集団回収

묘	目				搬入先	処 理	方 法
古	紙 類	(新	聞、	雑誌	民間処理施設	資 源	化·
• .	その	他の	紙、	段ボ		再 使	用
<u> </u>	ル、	紙パ	ック)	、布			
類、	、金	属 類	(ア	ルミ			
缶	ス	チー	ル缶	(食			
料	用 •	飲料	用))) (
び、	ん 類						

オ 事業系ごみ

以下の区分に従い、処分を行うものとする。なお、排出事業者が処分を他人に委託する場合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物処分業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者(以下「処分業許可業者等」という。)に委託しなければならない。

なりれはなりは		
区 分	搬入先	処理方法
	施 設 名 所 在 地	
古 紙	資源化を行う処分業許可業者等	資源 化
木くず、生ごみ	の施設	
可燃性の廃棄物(鶴見工場 鶴見区末広町1丁目15	焼 却
別表に記載された	(破砕物 番地の1	
廃棄物を除く。資	は鶴見資	
源化に適さない可	源 化 セ ン	
能性のある古紙、	ター)	
資源化しない木く	保土ケ谷 保土ケ谷区狩場町 355	
ず及び生ごみを含	工場(※ 番地	
t 。)	8)	
	旭工場 旭区白根二丁目8番1	
	号	
	金沢工場金沢区幸浦二丁目7番	
	地 の 1	
	都筑工場都筑区平台27番1号	
不燃性の廃棄物(南本牧第中区南本牧3番の1及	埋立て
別表に記載された	5 ブロッ び 4 番 の 1 地 先	
廃棄物を除く。)	ク廃棄物	
	最終処分	
	場	

ウ 一時多量ごみ

B 機力 専ら物(※10) 専ら物のののかを業として行う者の施設場の施設場のの施設場にのの施設場にのの施設場の施設場では、ででの産業物にの方を変別化で、資産化性のの産業がにののででででででででででででででででででででででででででででででででででで		
専 ら 物 (※ 10)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	処 理 方 法
一	施設名 所在地	
可燃性の廃棄物 (別表に対した) (専ら物 (※10) 専ら物の処分を業として行う者	資源 化
別表におれた資産 物源化にのあらさる古紙性ののののでは性でのののではできます。 では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	の施設	
廃棄物を除く。。資源化センター) 見資源化センター) 能性のあきむ。) 根土ケ谷区狩場町35 会かる古紙を含む。) 地区方面本地 地工場 地区百白石ス装 金沢工場 金沢区本浦二丁目7番1号 金沢工場 金沢区平台27番1号 本数55 中区南本牧3番の1 水が第5 中区内本牧3番の1型 水が1台におおきのがあるといののでは、大き表表教をいりないた。 中区の名番の1地先のの1を表のりまたののは、大き表表教をいりないまでは、大き表表をいります。 大りたるには、大きないののでは、大きないののでは、大きないののでは、大きないますが、大きないます。 本の1を表のの1を表ののは、大きないます。 本のののでは、大きないののでは、大きないますが、大きないますが、大きないますが、大きないますが、大き、大きないますが、大きないますが、大きのは、大きないますが、大きないます	可燃性の廃棄物(鶴見工場(鶴見区末広町1丁目	焼 却
廃棄物を除く。。資源化センター) 見資源化センター) 能性のあきむ。) 根土ケ谷区狩場町35 会かる古紙を含む。) 地区方面本地 地工場 地区百白石ス装 金沢工場 金沢区本浦二丁目7番1号 金沢工場 金沢区平台27番1号 本数55 中区南本牧3番の1 水が第5 中区内本牧3番の1型 水が1台におおきのがあるといののでは、大き表表教をいりないた。 中区の名番の1地先のの1を表のりまたののは、大き表表教をいりないまでは、大き表表をいります。 大りたるには、大きないののでは、大きないののでは、大きないののでは、大きないますが、大きないます。 本の1を表のの1を表ののは、大きないます。 本のののでは、大きないののでは、大きないますが、大きないますが、大きないますが、大きないますが、大き、大きないますが、大きないますが、大きのは、大きないますが、大きないます		
源化に適さない可能性ののある古女紙を含む。) (米土ケ谷工 (株土ケ谷区狩場町35 / 5 番地 地位 1号 を報して 1号 8番地位 1号 を設定 27番1号 7番地の1 を設定 27番 1号 7番地の1 を設定 27番 1号 7番地の1 を設定 27番 29番地の1 地先 9番地の1 地先 9番地の1 地先 9番地の1 を変 3,949番 9番地の1 地先 9番地の1 を設定 27番 27を表 28本の20本の20本の20本の20本の20本の20本の20本の20本の20本の20		
能性のある古紙を含む。)		
含む。) 場(※8) 5番地 旭工場 旭区日根二丁目8番 金沢工場 金沢区幸浦二丁目7番1号 金沢工場 金沢区幸浦二丁目7番1号 本地の1 都筑区平台27番1号 不燃性の廃棄物(ただし、本表の神明台ストックを表の神明台ストックを表の地別表に記載された。) 大型の1地先 単立で 大型のでは、大型の		
旭工場 旭区白根二丁目8番 1号 金沢工場 金沢区幸浦二丁目7 番地の1 都筑区平台27番1号 で 本牧の作 一番 サーム		
1号		
金沢工場 金沢区幸浦二丁目7 番地の1 都筑区平台27番1号 不燃性の廃棄物(ただし、本表の神 明台ストックを明台ストックヤードに持ち込む記載された廃棄物を除く。) 中区南本牧3番の1地先		
無地の1不燃性の廃棄物(ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むももの及び別表に記載された廃棄物を除く。)神明台ストックヤードの廃棄物を除く。)神明台スト 泉区池の谷 3,949 番 資源化蛍光灯及び電球、カンプラススチックヤーに大きなと記載された廃棄物を除く。)神明台スト 泉区池の谷 3,949 番 資源化世光灯及び電球、カンプラススチックと表示を表示がある。神明台スト 泉区池の石 (本の)世光灯及び電球、カンプラススチックと表示を表示がある。地の1地次プラススチックと表示を表示がある。地の1地次で表示の規格(※11)大ごみの規格(と表示して表示して表示して表示して表示して表示して表示して表示して表示して表示して		
お筑工場 都筑区平台27番1号 中区南本牧3番の1 埋立て 市本牧第5 中区南本牧3番の1 埋立て 及び4番の1地先 明台ストックヤー 兼物最終処分場 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		
不燃性の廃棄物(南本牧第5 中区南本牧 3番の 1 埋立てただし、本表の神明台ストックを発 分場	番地の1	
ただし、本表の神 ブロック廃 みび 4 番の 1 地先 明台ストックトも	都 筑 工 場 都 筑 区 平 台 27 番 1 号	
明 台 ス ト ッ ク ヤ ー の ド に 持 ち 込 む も の 分 場 表 終 処 分 場 表 に 記 載 さ れ た 廃 棄 物 を 除 く 。	不燃性の廃棄物(南本牧第5 中区南本牧3番の1	埋立て
ドに持ち込むもの 及び別表に記載された廃棄物を除く。) 蛍光灯及び電球、神明台スト泉区池の谷 3,949 番資源化 スプレー缶、乾電 池、プラスチック 製容器包装、ペットボトル、小さな 金属類(※11) 粗大ごみの規格(※12)に該当する 3 (4) エに定める搬入先 党で及び	ただし、本表の神 ブロック廃 及び4番の1地先	
及び別表に記載された廃棄物を除く。)	明台ストックヤー 棄物最終処	
及び別表に記載された廃棄物を除く。)	ドに持ち込むもの一分場	
れた廃棄物を除く。) 神明台スト泉区池の谷3,949番資源化 蛍光灯及び電球、神明台スト塊の1 東区池の谷3,949番資源化 池、プラスチック製容器包装、ペットボトル、小さな金属類(※11) 地の1 粗大ごみの規格(34)工に定める搬入先端かる 焼却、埋立て及び		
。)地の日場区池の谷 3,949 番 資源化世光灯及び電球、 神明台スト 泉区池の谷 3,949 番 資源化スプレー缶、乾電 ックヤード 地の 1池、プラスチック 製容器包装、ペットボトル、小さな金属類(※11)地の 1粗大ごみの規格(3(4) エに定める搬入先 焼却、埋立て及び		
蛍光灯及び電球、 スプレー缶、乾電 池、プラスチック 製容器包装、ペットボトル、小さな 金属類(※11)神明台スト ックヤード 地の1泉区池の谷 13,949 地の1番 資源化 地の1粗大ごみの規格(※12)に該当する3(4)エに定める搬入先 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 		
スプレー缶、乾電 ックヤード 地の1 池、プラスチック 製容器包装、ペットボトル、小さな金属類(※11) 株卸、埋立て及び		答 脜 ル
 池、プラスチック 製容器包装、ペットボトル、小さな 金属類(※11) 粗大ごみの規格(3(4) エに定める搬入先 焼却、埋立て及び 		貝 你 化
製容器包装、ペットボトル、小さな金属類 (※11)無大ごみの規格 (3(4)エに定める搬入先 焼却、埋立て及び		
トボトル、小さな金属類(※11) 無大ごみの規格(3(4)エに定める搬入先 焼却、埋立て及び		
金属類 (※ 11) </td <td></td> <td></td>		
粗大ごみの規格 (3 (4) エに定める搬入先 焼却、埋 ※ 12) に該当する		
※ 12) に 該 当 す る 立 て 及 び	1	
もの 資源化	※ 12) に該当する	立て及び
	もの	資源化

- ※ 10 法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的 となる一般廃棄物
- ※ 11 3 (4) イ (ア) a (a) 2 ~ 7 項 参 照
- ※ 12 3 (4) イ (ア) a (a) 8 項 参 照

エ その他

区分	搬入先(中継施設は除く。)	処理方法
	施 設 名 所 在 地	
動物の死体	鶴 見 工 場 鶴 見 区 末 広 町 1 丁	焼 却
(遺棄動物の死体	目 15番地の1	
に 限 る 。)	旭工場 旭区白根二丁目 8	
	番 1 号	
	金沢工場金沢区幸浦二丁目	
	7番地の1	
	都 筑 工 場 都 筑 区 平 台 27 番 1	
	号	

不法投棄し、いわゆ	缶・びん・ペット	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
る「ごみ」	ボトル	金沢資源選別	金沢区幸浦二丁目	
屋敷」対開発条例に		センター緑資源選別セ	7番地の1 緑区上山一丁目3	
規定された一般廃		<u>ン タ ー</u> 戸 塚 資 源 選 別	番 1 号 戸塚区上矢部町1,	
棄物、地		センター	921 番地の12	
- 11	小さな金	鶴見ストック	鶴見区末広町1丁	
	属類 (※ 13)	セード 金沢ストック	目 15 番 地 の 1 金 沢 区 幸 浦 二 丁 目	
	,	ヤード	7番地の1	
		緑 資 源 選 別 センタ ー	緑 区 上 山 一 丁 目 3 番 1 号	
		戸塚資源選別	戸塚区上矢部町1,	
		センター	921 番地の12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
3	粗大ごみ	栄粗大金属ヤ	栄区上郷町 1,570	
	の規格 (※ 12) に	<u>ード</u> 神明台粗大金	番地の1 泉区池の谷 3,949	
	該当する	属ヤード	番地の1	
	金属製品		柳日区十片町1丁	.Lt. +n
	可燃性の 廃棄物	鶴見工場 (破砕物 は鶴見資	鶴見区末広町1丁 目15番地の1	焼 却
		源化センター	·	
) 旭 工 場	旭区白根二丁目8	
			番 1 号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1	
-	不粉料	古士牧笠5づ	号 中区南木 性 2 采 の	埋立て
	不燃性の廃棄物	南 本 牧 第 5 ブロック廃棄物	中区南本牧3番の 1及び4番の1地	生 业 (
		最終処分場	先	

- ※ 13 3 (4) イ (ア) a (a) 7 項 参 照
- 4 し尿等処理実施計画
 - (1) 処理計画量

しり	录 ・	浄	化;	槽	等	汚	泥			
()	単 位	:	キ	口	IJ	ツ	1	ル)	
処り	理 量							34,	, 266	
	し月	艮						7,	, 291	
	净亻	匕 槽	等	5			26,	, 957		
	泥									

(2) 主 な 事 業 内 容 ア し 尿 処 理 総 務 (ア) し尿処理総務管理等

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行う。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行う。

(イ) 公衆トイレ維持管理 市内公衆トイレの清掃や維持管理を行う。

イ し尿処理施設

(ア) 磯子検認所等

市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽等汚泥について、磯子検認所で前処理をした後、水再生センターへ圧送する。また、施設の管理・運営業務を委託により実施する。

(イ) 災害対策用トイレ整備事業

地域防災拠点への災害時下水直結式仮設トイレ(災害用ハマッコトイレ)の配備を進め、建替予定の3拠点を除く全拠点への整備を完了する。また、トイレパックの備蓄など、家庭での取組について啓発を行う。

(ウ) 公衆トイレ整備事業

保土ケ谷駅前公衆トイレでは、新築工事を行う。また、公衆トイレに残る和式便器の洋式化を順次進める等誰もが利用しやすい公衆トイレを目指し、環境整備を進める。

(3) 収集·運搬計画

ア区域

横浜市全域

オ 排出の区分と収集・運搬方法

区	分					収	集	方	法																	
l	尿					_	般	収	集	:	お	お	む	ね	月	2	口	収	集	0						
						臨	時	収	集	:	申	請	に	ょ	り	収	集	0	(*	14)				
浄	化	槽	等	汚	泥	_	般	廃	棄	物	収	集	運	搬	業	0)	許	可	を	受	け	た	浄	化	槽	清
						掃	業	許	可	業	者	が	浄	化	槽	管	理	者	等	\mathcal{O}	依	頼	に	基	づ	き
						収	集	0																		

※ 14 臨時収集については、事業活動等に伴い設置された仮設ト イレを、申請に応じて収集する (手数料の徴収有)。

ウ 一般廃棄物収集運搬業の許可

取扱廃棄物の種類が一般廃棄物(浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、及びディスポーザ排水処理システム汚泥)である一般廃棄物収集運搬業については、新たな許可は行わない(詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。)。

(4) 処理·処分計画

区分	搬入先		処 理 方 法
	施 設 名	所 在 地	

し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町	下水道施設によ
净 化 槽 等 汚 泥		38 番 地	る 処 理

別表

区	分				品	目																			
可	燃	性	\mathcal{O}	廃	•	特	定	家	庭	用	機	器	廃	棄	物										
棄	物				•	焼	却	不	適	物	(液	体	`	大	量	\mathcal{O}	粉	末	`	直	径	20	セ	ン
					チ	メ	$\overline{}$	1	ル	以	上	又	は	長	さ	50	セ	ン	チ	メ	$\overline{}$	\vdash	ル	以	上
					\mathcal{O}	Ł	\mathcal{O}	(破	砕	機	を	使	用	す	る	場	合	は	長	さ	30	00	セ	ン
					チ	メ	_	7	ル	以	上	\mathcal{O}	£	\mathcal{O}	0)	`	焼	却	設	備	に	損	傷	を
					与	え	る	お	そ	れ	が	あ	る	Ł	\mathcal{O}	`	感	染	性	廃	棄	物	`	毒	物
					•	劇	物	(毒	物	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	劇	物	取	締	法	(昭	和	25	年	法	律	第
					30	00	号)	第	2	条	に	規	定	す	る	£	\mathcal{O}	0)	又	は	動	物	\mathcal{O}
					死	体	(駆	除	又	は	遺	棄	動	物	\mathcal{O}	死	体	を	除	<	0)	`	そ
					\mathcal{O}	他	処	理	に	著	し	11	支	障	を	及	ぼ	す	ŧ	\mathcal{O}	0)			
不	燃	性	\mathcal{O}	廃	•	Р	С	В	が	付	着	又	は	混	入	L	て	11	る	ŧ	\mathcal{O}				
棄	物				•	油	分	が	付	着	又	は	混	入	L	て	11	る	Ł	\mathcal{O}					
					•	水	中	に	投	じ	て	油	膜	が	生	じ	る	£	\mathcal{O}						
					•	水	中	に	投	じ	て	浮	遊	す	る	£	\mathcal{O}								
					•	毒	物	•	劇	物															
					•	著	L	11	発	色	性	`	発	泡	性	`	飛	散	性	`	発	火	性	又	は
					臭	気	を	有	す	る	£	\mathcal{O}													
					•	中	空	で	あ	る	b	\mathcal{O}													
					•	概	ね	30	セ	ン	チ	メ	_	ト	ル	を	超	え	る	t	\mathcal{O}				

横浜市告示第 148 号(令和 5 年 4 月 1 日掲示済) 固定資産税に係る固定資産の価格等の登録 令和 5 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した。 令和 5 年 4 月 1 日

横浜市告示第 149 号

「大都市比較統計年表」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「大都市比較統計年表」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	団	法	人	横	浜	神	奈	Щ	区	=	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 150 号

「調査季報」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「調査季報」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	0	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	二	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 151 号

「横浜市民意識調査」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市民意識調査」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 152 号

「横浜市民生活白書 2019」 売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市民生活白書 2019」 売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\bigcirc	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	団	法	人	横	浜	神	奈	Щ	X		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 153 号

「横浜市中期計画 2022 ~ 2025 」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市中期計画 2022 ~ 2025 」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\bigcirc	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	団	法	人	横	浜	神	奈	Щ	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 154 号

指定納付受託者の指定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231 条の2の2の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年4月5日

															横	浜	市	長		Щ		中	/	竹	春
指	定	納	付	受	託	指	定	納	付	受	託	者	指	定	納	付	受	託	者	指	定	納	付	受	託
者	\mathcal{O}	名	称			\mathcal{O}	主	た	る	事	務	所	に	納	付	さ	せ	る	歳	者	に	歳	入	を	納
						0)	所	在	地				入							付	さ	せ	る	期	間
株	式	会	社	١	ラ	東	京	都	渋	谷	区	渋	1	ン	タ	Ţ	ネ	ツ	ト	令	和	5	年	4	月
ス	1	バ	ン	ク		谷	2	丁	目	24	番	12	を	利	用	L	て	納	付	1	日	カゝ	5	令	和
						号							す	る	横	浜	市	\sim	\mathcal{O}	6	年	3	月	31	日
													寄	附	金					ま	で				
ス	ル	ガ	力	_	ド	東	京	都	中	央	区	日	1	ン	タ	Ţ	ネ	ツ	7	令	和	5	年	4	月
株	式	会	社			本	橋	室	町	1	丁	目	を	利	用	L	て	納	付	1	日	カゝ	5	令	和
						7	番	1	号				す	る	横	浜	市	\sim	\mathcal{O}	6	年	3	月	31	日
													寄	附	金					ま	で				

横浜市告示第 155 号

「季刊誌「横濱」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、季刊誌「横濱」売払代金の収納事務を次のとおり委託した

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Щ	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 156 号

「季刊誌「横濱」デイジー版」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、季刊誌「横濱」デイジー版売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0	名	称			受	託	者	\bigcirc	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Щ	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カゝ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 157 号

「図説「横浜の歴史」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、図説「横浜の歴史」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Щ	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 158 号

「横浜市史Ⅱ」 売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第 1 項の規定により、「横浜市史Ⅱ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	団	法	人	横	浜	神	奈	Щ	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 159 号

「横浜市史資料所在目録 - 近・現代 - 」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市史資料所在目録 — 近・現代 — 」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 160 号

「横浜市史資料室紀要」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市史資料室紀要」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カゝ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 161 号

「市史研究よこはま」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「市史研究よこはま」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	П
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	Ġ	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 162 号

「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「横浜の文化人と戦後復興」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0	名	称			受	託	者	\bigcirc	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	\equiv	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カゝ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 163 号

「報告書「ヨコハマの台所~高度経済成長期の横浜市中央卸売市場~」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「ヨコハマの台所~高度経済成長期の横浜市中央卸売市場~」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0	名	称			受	託	者	\bigcirc	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Щ	区	=	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カゝ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 164 号

「報告書「占領軍のいた街」」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「占領軍のいた街」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カゝ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 165 号

「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「震災復興と大横浜の時代」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	の	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	$\vec{-}$	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 166 号

「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「昭和40年代の横浜市広報ポスター」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	田
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 167 号

「報告書「横浜の戦争一市民と兵士の記録」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「横浜の戦争―市民と兵士の記録」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 168 号

「報告書「豊かな海と暮らし一金沢区柴の漁業史」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「豊かな海と暮らし一金沢区柴の漁業史」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	\equiv	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 169 号

「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「横浜の昭和を生きた人びと」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\bigcirc	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	二	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 170 号

「報告書「YOKOHAMA1968・ 1989 - 戦後の転換点-」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「報告書「YOKOHAMA1968・1989 — 戦後の転換点—」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0	名	称			受	託	者	\bigcirc	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	=	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 171 号

「横浜市史資料室報告書」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市史資料室報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	X		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カゝ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 172 号

「令和5年度予算案について」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「令和5年度予算案について」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 173 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定(平成31年1月横浜市告示第1号)により告示した内容の変更

変	更	年	月	法	人	又	は	寸	体	\mathcal{O}	主	た	る	事	務	所	又	寄	附	金	税	額	控	除
日				名	称						は	事	業	所	\mathcal{O}	所	在	0)	対	象	と	な	る	日
											地							又	は	期	間			
令	和	5	年	特	定	非	営	利	活	動	港	北	区	錦	が	丘	15	(新)	平	成	30	年	1	月
3	月	7	日	法	人	カュ	な	が	わ	福	番	11	号					1	日	カュ	5	令	和	10
				祉	移	動	サ	_	F,	ス								年	1	月	31	日	ま	で
				ネ	ツ	1	ワ	_	ク									(旧)	平	成	30	年	1	月
																		1	日	カュ	5	令	和	5
																		年	1	月	31	日	ま	で

横浜市告示第 174 号

「横浜市開港記念会館ステンドグラス修復記念誌」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市開港記念会館ステンドグラス修復記念誌」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0	名	称			受	託	者	\bigcirc	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	\equiv	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 175 号

「横浜の町名」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜の町名」売払代金の収納事務を次のとおり委託した

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Щ	X		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 176 号

出資法人等の名称

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第32条第1項の規定により情報公開を行う出資法人等は、次のとおりである。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

公益財団法人横浜市国際交流協会

公益財団法人横浜市スポーツ協会

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

公益財団法人横浜企業経営支援財団

公益財団法人横浜市消費者協会

公益財団法人横浜市シルバー人材センター

公益財団法人よこはまユース

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

公益財団法人横浜市総合保健医療財団

公益財団法人横浜市資源循環公社

横浜市住宅供給公社

公益財団法人横浜市建築保全公社

横浜シティ・エア・ターミナル株式会社

横浜高速鉄道株式会社

株式会社横浜シーサイドライン

横浜港埠頭株式会社

横浜ベイサイドマリーナ株式会社

公益財団法人帆船日本丸記念財団

横浜ウォーター株式会社

横浜交通開発株式会社

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

公益財団法人よこはま学校食育財団

横浜市告示第 177 号

計量法第19条の規定に基づく定期検査手数料収納事務の 委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、計量法(平成4年法律第51号)第19条の規定に基づく定期検査にかかる手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	の	名	称			受	託	者	0	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	港	南	区	上	大	岡	西	_	丁	令	和	5	年	4	月	1	日
市	消	費	者	協	会			目	6	番	1	号					か	5	令	和	6	年	3	月
理	事	長															31	日	ま	で				
	冏		南				久																	

横浜市告示第 178 号

「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学びをつなぐ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版 育ちと学びをつなぐ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	_	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 179 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売 払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第6集」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	の	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	_	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 180 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売 払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1項の規定により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第7集」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	の	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	_	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 181 号

「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第8集」売 払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、「横浜版接続期カリキュラム 実践事例集 第8集」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 182 号

児童相談所の児童福祉司等の数

横浜市児童相談所規則 (昭和33年7月横浜市規則第31号) 第4条 第4項により、児童相談所の令和5年度の児童福祉司等の数を次の とおり定めた。

令和5年4月5日

						横	浜	市 :	長	L	Ц	中	ı	竹		春
児 童 相 談 所 名	児	童	福	祉	法	児	童	福	祉	法	児	童	福	祉	法	
	第	12	条	\mathcal{O}	3	第	13	条	第	2	第	13	条	第	7	

		児	童	相	談	所	名			児	童	福	祉	法	児	童	福	祉	法	児	童	福	祉	法
										第	12	条	\mathcal{O}	3	第	13	条	第	2	第	13	条	第	7
										第	7	項	\mathcal{O}	所	項	\mathcal{O}	児	童	福	項	\mathcal{O}	指	導	教
										員	\mathcal{O}	数			祉	司	\mathcal{O}	数		育	担	当	児	童
																				福	祉	司	\mathcal{O}	数
横	浜	市	中	央	児	童	相	談	所	22	人				68	人				11	人			
横	浜	市	西	部	児	童	相	談	所	17	人				51	人				9	人			
横	浜	市	南	部	児	童	相	談	所	17	人				52	人				9	人			·
横	浜	市	北	部	児	童	相	談	所	20	人				61	人				10	人			

横浜市告示第 183 号

埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称		受	え 言	£ 者		り戸	f 7	生 均	地		委	託	し	た	期	間	
清	光	社	•	横	浜	植	木	中	区	Щ	下	町	1	番	地	令	和	5	年	4	月	1	日
共	司	事	業	体												カュ	5	令	和	6	年	3	月
代	表	者														31	日	ま	で				
株	式	会	社	清	光	社																	
代	表	取	締	役																			
	鈴		木				真																

横浜市告示第 184 号

「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			受	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 185 号

地域包括支援センターの設置

介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 115 条の46第 3 項の規定により、地域包括支援センターが、次のとおり設置された。

令和5年4月5日

地	域	包	括	支	援	セ	ン	タ	地	域	包	括	支	援	セ	ン	タ		計	<u> </u>	置 年	E J] [1	
<u></u>	\mathcal{O}	設	置	者	\mathcal{O}	名	称]	\mathcal{O}	所	在	地												
社	会	福	祉	法	人	な	で	し	保	土	ケ	谷	区	岩	井	町	14	令	和	5	年	4	月	1	日
J. J	会								3	番	地	2													

横浜市告示第 186 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第 36条第 1 項に規定する障害福祉サービス 事業者として、次のとおり指定した。

															横	浜	市 :	長	ļ	Ц	中	1	竹	Î	3
指 日	定	年	月	事称	業	者	0)	名	事称	業	所	0)	名	事	業	所	0)	所	在	地	事	業	0)	内	名
令	和	5	年	株	式	会	社	ケ	ケ	ア	リ	ツ	ツ	鶴	見		矢		兀	丁	居	宅	介	護	
2	月	1	日	ア	リ	ツ	ツ	•	尻	手				目	20	番	1	号							
				ア		ド		パー																	
	同			株	<u>ト</u>	ナ 会	十	<u>ス</u> 天	ケ	ア	フ	テ		鶴	 見	IZ,	北	共	尾	_	居	宅	介	誰	
	l⊢1			竺	14	Δ	٦٢٠	人		/ ヨ	ン		さ		月									問問	
									<	- Б				,	Н	10	ш	•	.,		護	<i></i>	H/J	11-3	
	同			株	式	会	社	v	就	労	移	行	パ	中	区	万	代	町	1	丁	就	労	移	行	-
				i	V	e	1	У	_	7		_	ズ	目	2	番	地	\mathcal{O}	12		援				
				f. 1	^	r		N. I.	横		関	内		^	\ <u></u>		()	<i>-</i> 7.1	4.5				-1	\	
	同				会士	福			海	来										東口		同	生	活	Ī
				人会	9	み	\T	-9						七	丁	目	12	畓	19	万	助				
	同				般	社	団	法	ケ	ア	ス	テ	_	金	沢	区	寺	前		丁	居	宅	介	護	,
				人	煌				シ	彐	ン		ぱ	目	9	番	2	号			重	度	訪	問	1
									お												護	`	行	動	ŧ
	<u> </u>			Let.			1.1							LH		عبد	جرمات	DT-4		77	護			\-	ı
	同				_		社	ア	変	0)	大	空			区		别3	町	54	畨		同	生	活	Ī
	同			イ 合	<u>シ</u> 同		社	K	結					地泉	の 区	<u>17</u> 中	Ш	東	_	丁	助就	学	紗	続	_
	l⊷1			a	1	e e	i	d	小口					月	3		и 16		_	1		A		ЛУL	_
				0	K	n	0	t								ш		•			***				
	同			株	式	会	社	K	は	た	ら	す	<	青	葉	区	あ	ざ	み	野	生	活	介	護	
				U	K	U	R	U						_	丁	目	12	番	地	\mathcal{O}					
^	T		<i></i>		<u>дн.</u>	1.1	F-7	7/1.				,		5			<u></u>	I P					<i>t</i> 1	Y	r-
令 3	和 月	5 1	年口			社		法っ		ュば	アャ	ケ	アロ	鶴口	見 18	区平	馬		三	1		同		活期	
3	月	1	日	人デ				ス 研		17	さ		鶴	Ħ	18	甾	Э	万			助所	`	垃	期)
					が所	1	_	'H/J	グロ												121				
	同					会	社	m	^	ル	パ	_	ス	神	奈	Ш	区	神	之	木	居	宅	介	護	_
								X	テ	_	シ		ン		6									問	
										ば											護				
	同					会				限女			_	神		川	区			奈	同	行	援	護	
								•						川の		丁	目	17	畨	地					
	同			サ					・ つ				ス	_		Н	‡ +	HT*	2	7	共	冒	廾	江	+

	人息	. 友	会							目	19	94	番	地	0)	11	助				
同	株式	会	社	ゆ	グ	ル	_	プ	ホ	港	北	区	日	吉	本	町	共	同	生	活	援
	い				_	Δ		ゆ	11	六	丁	目	66	番	2	号	助				
					り	λ	<		日												
					扣																
同	ミナ		ワ	株	ク	ラ	イ	ス	ハ	戸	塚	区	下	倉	田	町	共	同	生	活	援
	式会	社			イ	Δ	横	浜	南	1	, 85	9	番	地	\mathcal{O}	1	助				
					部	事	業	所													
同	アン	/ ダ	ン	テ	Α	q	u	a		戸	塚	区	吉	田	町	50	居	宅	介	護	`
	ミラ		株	式	戸	塚				4	番	地					重	度	訪	問	介
	会社																護				
同	イマ	ァジ	ネ	$\overline{}$	イ	7	ジ	ネ	$\overline{}$	港	南	区	上	大	岡	西		労	移	行	支
	ショ		ラ	イ	シ	日	ン	ラ	イ	_	丁	目	12	番	3	号	援	`	就	労	継
	フ杉	未 式	会	社	フ			大	畄								続	支	援	Α	型
					事	業	所														
同	株式		社	ま	訪	問	介	護	事	栄	区	飯	島	町	92	_	居	宅	介	護	`.
	ほろ	うば			業	所	ま	ほ	ろ	1	番	地					重	度	訪	問	介
					ば												護				
同	株豆		社	J	株	式	会	社	٦	都	筑	区	東	Щ	田	町	居	宅		護	`.
	あら	っつ	づ	き	あ	5	2	づ	き	23	37	番	地				重	度	訪	問	介
																	護				
同	特分	_	営	利	N	Е	X	T	福	青	葉	区	£	え	ぎ	野	就	労	継	続	支
	活動		人	5	祉	作	業	所		28	番	地	\mathcal{O}	1			援	В	型		
	いせ	う よ	う																		

横浜市告示第 187 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

		la 4	rh (J 7		: 7	J	Н						;	横:	浜	市 :	長	[Ц	中	1	竹	r	春
廃日	止	年	月	事称	業	者	の	名	事称	業	所	の	名	事	業	所	の	所	在	地	事	業	の	内	容
令 1	和月	5 31	年日	株口	式ッ	会ク	社ス	フ	介所	護	の 奏	相	談	保町	士 35	ケ 番	谷地	区 の	峰 1	沢	居重護	宅度	介訪	護問	
	同			株力	式リ	会エ	社	ア	ア総一	カ合ビ	リ福ス	工祉	サ	神番		川 の		台	町	8	重護	度	訪	問	介
	司			株	式	会	社	耀	ケシ	アョ	スン	テぱ	ーお	金目	沢 9	区番	寺 2	前号		丁	居重護護	宅度、	介訪行	護問動	、介援
令 7	和月	4 9	年日	株リズ	式一		社口	スー	生業か	活所	介	護ほ	事の	戸 34		区番	名地	瀬の	町 1	2,	生	活	介	護	
令 2	和月	5 15	年日	一人会パー	般神福ス	社奈祉セ		法社援タ		ス上	セ大	ン 岡	タ	港一	南丁	区目	上 11	大番	岡 7	西号	就援	労	移	行	支
令 10	和月	4 31	年日	特活さ和	定動えと	非法あ輪	営人い	利さの	訪さ和	問えと	介あ輪	護い	さの	保二	土丁	ケ 目	谷 20		法 27	泉号	重護	度	訪	問	介
令 2	和月	5 10	年日	特活ーイ	定動スフ	非法フ	営人ル	利ピラ		ーイ	スフ	フ	ル	金丁	沢目	区 18	富番	岡 1	東号	五.	居重護護	宅度、	介訪行	護問動	、介援
	和月	5 28	年日		動	法	人	美	N 美 楽	L			人俱	青 四 15	葉丁					丘の		宅度			介
	同				式	会	社	口	デリオ	ア	ーイ	戸	ヤ塚			区	矢	部	町	29	就援	労	移	行	支
	同							アケ	訪	問	介	護	事セ				町	68	38	番	同	行	援	護	

同	特定	非営利	N e	X	t 福	計青	葉	区	荏	田	西	三	就	労	継	続	支
	活動剂	法人ら	祉 作	業	所	一一丁	目	10	番	地	\mathcal{O}	7	援	В	型		
	いち。	よう															

横浜市告示第 188 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第51条の19第1項に規定する指定一般相談 支援事業者として、次のとおり指定した。

														;	横	浜	市:	長	ļ	Ц	4]	14	Ţ	春
指	定	年	月	事	業	者	0)	名	事	業	所	\mathcal{O}	名	事	業	所	\mathcal{O}	所	在	地	事	業	\mathcal{O}	内	容
日				称					称																
令	和	5	年	特	定	非	営	利	計	画	相	談	室	保	土	ケ	谷	区	釜	台	地	域	移	行	支
2	月	1	日	活	動	法	人	ょ	ウ	イ	ン	グ		町	5	番	5	号			援	`	地	域	定
				Ţ	は	ま	成	年													着	支	援		
				後	見	2	ば	さ																	

横浜市告示第 189 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

														;	横:	浜	市 :	長	ļ	Ц	中	1	1	Ţ	春
廃	止	年	月	事	業	者	0)	名	事	業	所	0)	名	事	業	所	0)	所	在	地	事	業	0)	内	容
日				称					称																
令	和	5	年	特	定	非	営	利	下。	ĺ	ス	フ	ル	金	沢	区	富	岡	東	五	地	域	移	行	支
2	月	10	日	活	動	法	人	$F_{\!\scriptscriptstyle{\circ}}$	ラ	1	フ			丁	目	18	番	1	号		援	`	地	域	定
				_	ス	フ	ル	ラ													着	支	援		
				イ	フ																				

横浜市告示第 190 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第51条の20第1項に規定する指定特定相談 支援事業者として、次のとおり指定した。

横	浜	市	長	山	中	竹	春

指日	定	年	月	事業者の名称	事業所の名称事業所の所在地
	和月		年日	株式会社浜瓜	相談支援の浜風中区山下町98番地
	和月			合同会社サムズアップ	サムズアップ 都 筑 区 東 方 町 379 番 地 の 5

横浜市告示第 191 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第51条の25第4項の規定に基づき、指定特 定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

横浜市長 山 中 竹	春
------------	---

廃	止	年	月	事	事 美	巻 者	首 0	り々	名 利	尔	事	事 著	美 戸	斤口) イ	吉 君	沵	事	1	笔 戸	F 0	り月	近 才	王士	也
日																									
令	和	4	年	株	式	会	社	千	雅		特	定	相	談	支	援	事	緑	区	上	Щ	$\vec{-}$	丁	目	35
12	月	31	日								業	所		マ	IJ	ア	\mathcal{O}	番	1	号					
											丘														
令	和	4	年	特	定	非	営	利	活	動	Α	i	n	a	横	浜		栄	区	笠	間		丁	目	6
4	月	1	日	法	人	В	e	1	i	е								番	42	号					
				V	е	鎌	倉																		
令	和	5	年	特	定	非	営	利	活	動	下。	ĺ	ス	フ	ル	ラ	1	金	沢	区	富	岡	東	五.	丁
2	月	10	日	法	人	E°	$\overline{}$	ス	フ	ル	フ							目	18	番	1	号			
				ラ	1	フ																			

横浜市告示第 192 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更した旨の届出があった。

横		市	长	111	中	竹	春
154	177	1 1 3	TX.	<u> </u>		1 J	/H`

															121	·/\	, 1 - 4						1 -		
変	更	年	月		Ē	三 涯	茅 核	髮 厚	县 名	7			Ē	沂	桂	E	爿	也		担	当	す	る	医	療
日																				\mathcal{O}	種	類			
令	和	4	年	(新)	医	療	法	人	社	寸	緑	戸	塚	区	吉	田	町	60)2	病	院	又	は	診	療
10	月	1	日	風	会	み	Fi	り	ク	IJ	=	番	地							所					
				ツ	ク	横	浜																		
				(旧)	み	لخ	り	ク	リ	=	ツ														
				ク	横	浜																			
令	和	4	年	オ	リ	_	ブ	薬	局			(新)	港	南	区	野	庭	町	97	薬	局				
9	月	1	日									番	地	\mathcal{O}	1										
												(旧)	港	南	区	野	庭	町	98						
												番	地												
令	和	4	年	医	療	生	協	カュ	な	が	わ	(新)	戸	塚	区	戸	塚	町	16	訪	間	看	護		
10	月	11	日	生	活	協	司	組	合	訪	間	7	番	地											
				看	護	ス	テ	$\overline{}$	シ	彐	ン	(旧)	戸	塚	区	戸	塚	町	3,						
				と	2	カュ						96	0	番	地										

横浜市告示第 193 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第 59条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更した旨の届出があった。

横浜	市 長	Щ	甲	竹	春
	1114	LH.) // . 그	7 11	\ =

変	更	年	月	医療機関名	所 在 地 担当する医療
日					の種類
令	和	4	年	ローズ調剤薬局	(新) 保土ケ谷区釜台 薬局
11	月	1	日		町 41 番 13 号
					(旧) 保土ケ谷区釜台
					町 47 番 15 号

横浜市告示第 194 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123 号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)から、次のとおり辞退した旨の届出があった

		横浜市長	山 中 竹 春
辞退年月	医療機関名	所 在 地	担当する医療
日			の種類
令 和 4 年	ひかり在宅クリニ	戸塚区戸塚町 4,11	病院又は診療
9 月 30 日	ック	1 番 地	所

横浜市告示第 195 号

「入門・イチから学ぶ依存症支援~横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン~」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、「入門・イチから学ぶ依存症支援~横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン~」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 196 号

老人福祉施設の事業変更認可

老人福祉法(昭和38年法律第 133 号)第16条第3項の規定に基づき、次のとおり老人福祉施設の入所定員の変更を認可した。

横浜市長 山 中 竹 春	横	浜	市	長	Щ	中	竹	春
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---

															X 111 X	Р	-	1
認日	可	年	月	施	設	種	別	旅	E i	 安 ク	名 利	<u>—</u> 东		施	設 長		変 更 (定	事 項 員)
																	新	旧
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	舘	林	匡	江	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	Ţ	人	ホ	$\overline{}$	A						64	72
				ム				都	筑	\mathcal{O}	里							
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	伊	藤	俊	吾	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	_	人	ホ	_	4	菅					100	110
	•			ム	, ,			田田	心	愛	\mathcal{O}	里						
令	和	5	年	特	別	養	護	青	葉		ル		木	内	章	夫	人	人
4	月	1	日	老		ホ		1.4	<i>></i> 1<		ŕ			, ,	,		130	140
1	/ 1	_	Г	ム	/ \												100	110
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	前	田	卓	哉	人	人
4	月	1	日	老	人		吱	人	がホ	天	レス	~	ניה	Щ	+-	HX	115	120
4	刀	1	Н		八	111		人た	かき	が	1	ح					115	120
				ム							U	ら						
_	T.u.		/-	thele-	TH.	*	<i>⇒</i> #:	芭	蕉	苑	<i>⇒#</i> :	+4	<i>b</i>	40		/ /-	ı	
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護、	老	矢	部		徹	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	Ţ	人	ホ	_	<u>ل</u>						102	115
				ム				今	井	0)	郷							
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	天	野	政	人	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	_	人	ホ	_	Δ						64	74
				ム				富	士	見	遠							
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	齊	藤		渉	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	_	人	ホ	_	Δ						100	110
				A				来	夢	\mathcal{O}	里							
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	小	倉		徹	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	_	人	ホ	_	A						70	72
				4				松	4	تنح	ŋ	ホ						
								_	Ĺ									
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	閑	野	義	則	人	人
	月	1					_					か	PIS	-,	7.0	7,1	86	96
1	/ 1	_		ム	/ \						ホ						00	00
								4		6	77.							
\triangle	和	5	圧	胜	민	養	誰		민	羔	護	±⁄-	藤	本		渉	Į.	,
	月	о 1		村老		食ホ		村人					形で	4		炒	人 150	人 160
4	月	T	日		八	11/	_					C,					190	100
^-	⊥ ⊷		一	ム		华	⇒世			かぎ		+7:		\ 	_+·	小字	1	1
		5				養			別	養		老	三	浦	幸	輝	人	人
$\mid 4$	月	1	日		人	ホ	_	人	ホュ	_	ム						75	80
_			,	ム			m.21.			0)			_11.		_*:			
	和	5					護						菅	原	泰	洋	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	_	人	ホ	_	Δ	あ					74	88

				ム				だ	ち	ホ	_	ム						
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	林		英	男	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	1	人	ホ	_	Δ	天					138	143
				A				王	森	\mathcal{O}	郷							
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	柴	崎	知	成	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	1	人	ホ	_	Δ						36	38
				A				\otimes	<"	み								
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	永	井	由	美	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	_	人	ホ	_	A						124	134
				A				わ	カュ	た	け	富						
								岡										
令	和	5	年	特	別	養	護	特	別	養	護	老	木	内	菜	穂 子	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	1	人	ホ	_	Δ	和					74	80
				A				み	\mathcal{O}	遠								
令	和	5	年	特	別	養	護	ケ	ア	セ	ン	タ	浅	野	信	行	人	人
4	月	1	日	老	人	ホ	_		メ	ゾ	ン	ヴ					104	108
				A				エ	ル	<u>۲</u>								

横浜市告示第 197 号

「横浜市水と緑の基本計画」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市水と緑の基本計画」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	_	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 198 号

「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金収納事務の委 託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「公園とみどり 横浜の 150 年」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	$\vec{-}$	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 199 号

「横浜市森づくりガイドライン」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市森づくりガイドライン」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	П
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 200 号

「横浜市公園緑地配置図 25,000 分の1」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市公園緑地配置図 25,000 分の1」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

横浜市長山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜	神奈川区二ツ谷町9	令和5年4月1日
市知的障害者育成	番 地 の 5	から令和6年3月
会		31 日まで
理 事 長		
清水龍男		

横浜市告示第 201 号

「横浜市環境科学研究所報第33号」売払代金収納事務の 委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市環境科学研究所報第33号」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	$\vec{-}$	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 202 号

「川と海の生き物シリーズ 6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「川と海の生き物シリーズ6 横浜の海岸の生きものたち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 203 号

「川と海の生き物シリーズ7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158 条第 1 項の規定により、「川と海の生き物シリーズ 7 よこはまの水辺の植物たち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜	神奈川区二ツ谷町9	令和5年4月1日
市知的障害者育成	番 地 の 5	から令和6年3月
会		31 日まで
理 事 長		
清 水 龍 男		

横浜市告示第 204 号

「川と海の生き物シリーズ8 生きもので調べよう よこはまの川」 売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、「川と海の生き物シリーズ8 生きもので調べよう よこはまの川」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 205 号

「川と海の生き物シリーズ9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、「川と海の生き物シリーズ9 よこはま谷戸の水辺の生きものたち」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 206 号

「横浜の川と海の生物(第10報・海域編)」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜の川と海の生物(第10報・海域編)」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	の	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 207 号

「横浜の川と海の生物(第11報・河川編)」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜の川と海の生物(第11報・河川編)」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	$\vec{-}$	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 208 号

「酸性雨に関する調査研究報告書 (II)」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158 条第 1 項の規定により、「酸性雨に関する調査研究報告書 (II)」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 209 号

「横浜の源流域環境」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜の源流域環境」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 210 号

「よこはまのいきものハンドブック」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「よこはまのいきものハンドブック」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	П
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 211 号

「横浜の都市農業 マップ&データ (横浜市農業施策現況図)」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、「横浜の都市農業 マップ&データ(横浜市農業施策現況図)」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 212 号

「横浜市公共下水道計画図」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市公共下水道計画図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	_	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 213 号

地籍調査の実施

国土調査法(昭和26年法律第 180 号)第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のように地籍調査を行う。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 事業計画が策定された年月日
 - 令和4年5月17日策定、令和4年12月6日変更、令和5年3月15日変更
- 2 調査を行う者の名称

横浜市

- 3 調査地域
 - 金沢区釜利谷東二丁目、釜利谷東三丁目、釜利谷東四丁目、釜利谷東六丁目及び谷津町の各一部
- 4 調査期間
 - 令和5年4月5日から令和6年3月31日まで

横浜市告示第 214 号

一般廃棄物 (動物死体) 処理手数料の収納事務の委託 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158 条第1 項の規定により、一般廃棄物 (動物死体) 処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

															横	浜	市	長		Щ		中	Í	力	春
	受	託	者	\mathcal{O}	名	称		受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地		委	託	し	た	区		委	託	し	た
																						期	間		
株	式	会	社	Щ	陽	紙	業	神	奈	Ш	区	西	寺	尾	鶴	見	区	`	神	奈	Ш	令	和	5	年
代	表	取	締	役					丁	目	8	番	18	号	区	`	港	北	X	`	青	4	月	1	日
	塩		貝				圭								葉	区	`	都	筑	X		カュ	5	令	和
																						6	年	3	月
																						31	日	ま	で
株	式	会	社	Щ	陽	紙	業	神	奈	Ш	区	西	寺	尾	保	土	ケ	谷	区	`	旭	令	和	5	年
代	表	取	締	役					丁	目	8	番	18	号	区	`	緑	区	`	戸	塚	4	月	1	日
	塩		貝				圭								区	`	泉	区	`	瀬	谷	カュ	5	令	和
															区							6	年	3	月
																						31	日	ま	で
株	式	会	社	ワ	1	•	工	金	沢	区	幸	浦	<u> </u>	丁	西	区	`	中	区	`	南	令	和	5	年
ス	•	デ	1					目	2	番	地	\mathcal{O}	9		区	`	港	南	区	`	磯	4	月	1	日
代		取	締	役											子	区	`	金	沢	区	`	か	ら	令	和
	安		田		啓		三								栄	区						6	年	3	月
																						31	日	ま	で

横浜市告示第 215 号

粗大ごみ処理手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、粗大ごみ処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

															I)A	174	113 .			ш		1		11	/ =
	受	託	者	\mathcal{O}	名	称		受	き言	£ 書	r O)	f 右	E 均	<u>t</u>			委	託	し	た	期	間		
株	式	会	社	フ	ア	111	IJ	東	京	都	港	区	芝	浦	3	令	和	5	年	4	月	1	日	か	ら
<u> </u>	マ	_	7					丁	目	1	番	21	号			令	和	6	年	3	月	31	日	ま	で
代	表	取	締	役																					
	細		見		研		介																		
株	式	会	社	セ	ブ	ン	_	東	京	都	千	代	田	区	$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	令	和	5	年	4	月	1	日	カュ	ら
1	レ	ブ	ン	•	ジ	ヤ	パ	番	町	8	番	地	\mathcal{O}	8		令	和	6	年	3	月	31	日	ま	で
ン																									
代	表	取	締	役																					
	永		松		文		彦																		
山	崎	製	パ	ン	株	式	会	東	京	都	千	代	田	区	岩	令	和	5	年	4	月	1	日	カュ	ら
社								本	町	3	丁	目	10	番	1	令	和	6	年	3	月	31	日	ま	で
代	表	取	締	役	社	長		号																	
	飯		島		延		浩																		
		ス	卜	ツ	プ	株	式	千							瀬	令	和	5	年	4	月	1	日	カュ	ら
会	社							1	丁	目	5	番	地	\mathcal{O}	1	令	和	6	年	3	月	31	日	ま	で
代	表	取	締	役																					
	藤		本		明		裕																		
株	式	会	社	口	_	ソ	ン			都		Ш				令	和	5	年	4	月	1	日	カュ	ら
代		取	締	役				1	丁	目	11	番	2	号		令	和	6	年	3	月	31	日	ま	で
	竹				貞																				
株	式										安						和			4	月	1	日	カュ	ら
代	表	取		役	社			佐			字	久	地	66	35	令	和	6	年	3	月	31	日	ま	で
	目		黒		俊		治	番	地	\mathcal{O}	1														

横浜市告示第 216 号

地図・航空写真等売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、地図・航空写真等売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
_	般	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	立	町	14	番	地	令	和	5	年	4	月	1	日
市	母	子	寡	婦	福	祉	会	0	3								カュ	5	令	和	6	年	3	月
理	事	長															31	日	ま	で				
	道		下		久	美	子																	
グ	IJ	_	ン	フ	ア	シ	リ	西	区	み	な	と	み	ら	<i>\</i> \	三								
テ	イ	$\overline{}$	ズ	瀬	谷	株	式	丁	目	6	番	1	号											
会	社																							
代	表	取	締	役																				
	浮		穴		浩																			
株	式	会	社	中	央	ジ	オ	中	区	太	田	町	2	丁	目	22								
マ	チ	ツ	ク	ス	横	浜	営	番	地															
業	所																							
所	長																							
	荻		野		典		幸																	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	$\overline{}$	ツ	谷	町	9								
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5													
会																								
	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 217 号

横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、横浜市営住宅使用料、横浜市営住宅駐車場使用料及び延滞金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	地		域					受				F				<u>,</u> 				委			た	7
	٢٢.		3		戸	f		<u>z</u> E	坩	łį	П				<u>1</u>					期			/_	
鶴	見	区		東		都					用	株						コ	3	令		5	年	-
LANG.	<i>_</i>	_		賀		丁			番			ユ							•		月	1	日	
														取				長			5	令	和	
													木		村		昌		平	6	年	3	月	
																				31	日	ま	で	
神	奈	Ш	区		同								同								同			Ī
西	区				司								司								司			
中	区				司								司								司			
南	区				司								司								司			
港	南	X		神	奈	Ш	区	栄	町	8	番	横	浜	市	住	宅	供	給	公		同			
				地	\mathcal{O}	1						社												
													事											
															林				美_					_
保	土	ケ	谷 区									株					急	コ	3		同			
				賀	4	丁	Ħ	10	番	1	号				1		т.	⊢						
												代			締				717					
411	<u> </u>			-		本	かい	шт					木		村田田			۵.			<u> </u>			_
旭	兦				番番	真₩	119	шJ	2	1	Ħ				団 地						同			
				22	笛	쁘						協		Т.	쁘	建	190	木	土.					
													云長											
												7			家		龍		_					
磯	子	区			同								同		>/\		13 E				同			-
	沢				同								同								同			1
	北			東	京	都	世	田	谷	区	用	株		会	社	東	急	コ	3		同			1
				賀		丁								テ	イ				•					
															締		社	長						
																			亚					
緑	区				同								同								同			
	葉	区			同								同								同]
	筑				同								同								同			
戸	塚	区		神	奈	Ш	区	栄	町	8	番	横	浜	市	住	宅	供	給	公		同			
				地	\mathcal{O}	1						社												
												理	事	長										
												小		林				美						
栄	区			中	区	真	砂	町	2	丁	目	-	般	社	寸	法	人	カュ	な		同			

	22 番 地	がわ土地建物保全協会	
		会 長 菅 家 龍 一	
泉区	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社理事長	同
		小林一美	
瀬谷区	同	同	同

横浜市告示第 218 号

「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市市街地開発事業施行地区位置図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	の	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 219 号

「住民合意形成ガイドライン(第2版)」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「住民合意形成ガイドライン(第2版)」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	$\vec{-}$	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 220 号

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 221 号

「横浜都市デザインビジョン」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜都市デザインビジョン」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 222 号

放置自転車等保管手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、放置自転車等の保管手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜	中区住吉町2丁目22	令和5年4月1日
市交通安全協会	番 地	から令和6年3月
代表理事		31 日まで
板橋悟		
株式会社セイフテ	旭区二俣川2丁目72	同
ィーガードシステ	番 地 の 17	
厶		
代表取締役		
山 本 秀 美		
株式会社アーバン	旭区二俣川1丁目45	同
トライング	番 地 の 44	
代表取締役		
山本新		

横浜市告示第 223 号

「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金収納事務の 委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜国際港都建設計画街路網図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 224 号

「横浜市河川図」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市河川図」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	_	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 225 号

入港料徴収事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、横浜港に入港した船舶に係る入港料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

Ä	受 託	者(の名	称		受託者の所在地		委	託	し	た	期	間	
横	浜 港	埠员	頭 株	式	会	中区山下町2番地	令	和	5	年	4	月	1	日
社							か	5	令	和	6	年	3	月
代表	表 取	締	役 社	長			31	日	ま	で				
1	伊	東	慎		介									

横浜市告示第 226 号

港湾使用料(岸壁、物揚場、荷さばき地、在来貨物ターミナル用地、上屋、港湾厚生施設、その他施設(事務所)、港湾施設用地・ふ頭用地)徴収事務の委託

(昭和22年政令第16号) 地方自治法施行令 第 158 条 第 1 項 の 規 定 (岸壁(大黒ふ頭の岸壁 港湾使用料 (大黒ふ頭C-3号岸 出田町ふ頭の岸壁、瑞穂ふ頭岸壁、 山内ふ頭岸壁 みなとみらいの耐震岸壁、新港ふ頭の岸壁 (引き船の使用に係る 山下ふ頭の岸壁、 本牧ふ頭の岸壁、 のに限る。)、 本牧ふ頭新建材 の岸壁、金沢木材ふ頭岸壁、小型油槽船係留さん橋、 引き船係留施) , 物揚場 (末広町物揚場、大黒ふ頭の物揚場、 ふ 頭 の 物 揚 場 、 瑞 穂 ふ 頭 物 揚 場 、 み な と み ら い 中 央 物 揚 場 、 頭の物揚場、本牧ふ頭の物揚場、金沢木材ふ頭の物揚場に限る。 荷さばき地(大黒ふ頭の荷さばき地、出田町ふ頭の荷さばき地、 瑞穂ふ頭の荷さばき地、山内ふ頭A号荷さばき地、 山下ふ頭の荷さ ばき地、本牧ふ頭の荷さばき地、本牧ふ頭新建材A号荷さばき地、 金沢木材ふ頭の荷さばき地に限る。)、在来貨物ターミナル用地、 (大黒ふ頭の上屋及び同上屋事務所(大黒ふ頭T-3号上屋、 同 T - 3 号 上 屋 事 務 所 、 T - 4 号 上 屋 、 T - 4 号 上 屋 事 務 所 を 除 く 。)、出田町ふ頭の上屋(付属建物を含む。)、山内ふ頭上屋及び 同上屋事務所、山下ふ頭の上屋及び同上屋事務所(航空貨物ターミ ナル及び同事務所、山下ふ頭11号上屋事務所を除く。)、 本牧ふ頭 の上屋及び同上屋事務所(本牧ふ頭D突堤CFS一1 (コンテナ上 2 上屋) 及び同付属事務所並びに同CFS一 (= ンテナ 本牧ターミナルオフィスセンターを除く。)に限る。 付属事務所、 港湾厚生施設 (小型油槽船係留さん橋休憩所、大黒ふ頭2号物 港湾労働者山内ふ頭休憩所、本牧ふ頭B突堤2号上屋 揚場休憩所、 付属シャワー施設及び同C突堤3・4号上屋付属シャワー施設並び に同C突堤労働者休憩所、本牧ターミナルオフィスセ ン ター休憩施 南本牧ふ頭休憩施設に限る。)、その他施設 (事務所) (大黒 ふ頭管理センター事務所、本牧ふ頭総合ビル、本牧ふ頭A突堤事務 本牧A突堤基部事務所、本牧新建材ふ頭事務所、小型油槽船係 留さん橋事務所に限る。)、港湾施設用地・ふ頭用地 (鶴 見 地 区 I 、大黒ふ頭I、出田町ふ頭I、瑞穂ふ頭I、山内ふ頭I、みなとみ らい中央地区Ⅰ、山下ふ頭Ⅰ、本牧ふ頭Ⅰ、南本牧ふ頭Ⅰ、金沢木)) に係る徴収事務を次のとおり委託した。 材ふ頭Iに限る。

令和5年4月5日

	受	託	者	0)	名	称		受	託	者	· 0)	f 右	E ქ	也		委	託	し	た	期	間	
横	浜	港	埠	頭	株	式	会	中	区	Щ	下	町	2	番	地	令	和	5	年	4	月	1	日

社	カゝ	5	令	和	6	年	3	月
代表取締役社長	31	日	ま	で				
伊 東 慎 介								

横浜市告示第 227 号

赤レンガパーク駐車場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、赤レンガパーク駐車場の使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
横	浜	赤	レ	ン	ガ	倉	庫	中	区	新	港	_	丁	目	1	番	令	和	5	年	4	月	1	日
共	同	事	業	体				1	号								カュ	5	令	和	6	年	3	月
代	表	者															31	日	ま	で				
株	式	会	社	横	浜	赤	V																	
ン	ガ																							
代	表	取	締	役																				
	五.	+	嵐		光		晴																	

横浜市告示第 228 号

赤レンガパーク等使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、赤レンガパーク、新港中央広場、汽車道、運河パーク、新港パーク、山下臨港線プロムナード、象の鼻パーク、新港2号線、新港ふ頭5号岸壁、新港地区7街区、新港サークルウォーク、港湾4号線歩道橋及び国有護岸の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

															12.	` ''						'		1 3
	受	託	者	0)	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
横	浜	赤	レ	ン	ガ	倉	庫	中	区	新	港	_	丁	目	1	番	令	和	5	年	4	月	1	日
共	同	事	業	体				1	号								カュ	5	令	和	6	年	3	月
代	表	者															31	日	ま	で				
株	式	会	社	横	浜	赤	V																	
ン	ガ																							
代	表	取	締	役																				
	五.	+	嵐		光		晴																	

横浜市告示第 229 号

「横浜市開港記念会館 100 周年記念誌「ジャックの塔10 0 年物語」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜市開港記念会館 100 周年記念誌「ジャックの塔 100年物語」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜	神奈川区二ツ谷町9	令和5年4月1日
市知的障害者育成	番 地 の 5	から令和6年3月
会		31 日まで
理 事 長		
清 水 龍 男		

横浜市告示第 230 号

「横浜金沢魅力帳」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「横浜金沢魅力帳」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	>±		.1.		جابا																			
	清		水		龍		男																	
_	般	社	水 団	法	1 人	横	<u>男</u> 浜	金	沢	区	洲	崎	町	1	番	18	令	和	5	年	4	月	1	日
金					人	横		金号	沢	区	洲	崎	町	1	番	18	令か					月年	_	日 月
I	般沢	観	団光	協	人				沢	区	洲	崎	町	1	番	18		5	令	和			_	-

横浜市告示第 231 号

「いたち川散策マップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第 158 条第 1 項の規定により、「いたち川散策マップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	の	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 232 号

「栄区歴史散策マップ」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「栄区歴史散策マップ」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

受	託 者	の名	称		受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公益	財団	法 人	横浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市 知	的 障	害 者	育 成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会													31	日	ま	で				
理 事	長																			
清	水	龍	男																	

横浜市告示第 233 号

「栄の歴史」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「栄の歴史」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	0)	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						か	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 234 号

「栄区郷土史ハンドブック」売払代金収納事務の委託 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「栄区郷土史ハンドブック」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	の	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	寸	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区		ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

横浜市告示第 235 号

横浜市国際学生会館使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、横浜市国際学生会館使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益財団法人横浜	西区みなとみらいー	令和5年4月1日
市国際交流協会	丁目1番1号	から令和6年3月
理 事 長		31 日 ま で
小 野 﨑 信 之		

横浜市告示第 236 号

横浜市学校給食費の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、横浜市学校給食費の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス	東京都文京区本郷3	令和5年4月1日
株式会社	丁 目 33 番 5 号	から令和6年3月
代表取締役社長		31 日まで
石 塚 啓		

横浜市告示第 237 号

横浜市山内図書館複写手数料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、横浜市山内図書館複写手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
有隣堂グループ代	戸塚区品濃町 881 番	令和5年4月1日
表 者	地 の 16	から令和6年3月
株式会社有隣堂		31 日まで
代表取締役		
松信健太郎		

横浜市告示第 238 号

「包括外部監査報告書」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第1 項の規定により、「包括外部監査報告書」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年4月5日

	受	託	者	\mathcal{O}	名	称			受	託	者	\mathcal{O}	所	在	地			委	託	し	た	期	間	
公	益	財	4	法	人	横	浜	神	奈	Ш	区	_	ツ	谷	町	9	令	和	5	年	4	月	1	日
市	知	的	障	害	者	育	成	番	地	\mathcal{O}	5						カュ	5	令	和	6	年	3	月
会																	31	日	ま	で				
理	事	長																						
	清		水		龍		男																	

公告

横浜市公告第 188 号 (令和5年3月28日掲示済)

土地区画整理審議会委員補欠選挙の結果

令和5年3月27日執行の横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区 土地区画整理審議会委員補欠選挙については、当選人がなかった。 令和5年3月28日

横浜市公告第 189 号

災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場 所の指定

災害対策基本法(昭和36年法律第223 号)第49条の7及び第49条の4の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所を、次のとおり指定した。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

1 指定年月日

令和5年4月1日

2 指定避難所

				名			称							所			在			地		
旧	横	浜	市	立	上	白	根	中	学	校	旭	区	上	白	根	町	86	88	番	地		
横	浜	市	立	上	白	根	北	中	学	校	旭	区	上	白	根		丁	目	47	番	1	号

3 指定緊急避難場所

													と 1		る :	異 淳	常な	、現	象	の	種	類
		名		称			所	在		地	洪	水		流	土	び	地	震		大な	規火	模事
旧 上		浜 根	市中		校		旭町	区上 868	白番	根 地		\bigcirc			\circ			\bigcirc				
	浜白			中	学	校	旭 二 1	区 上 丁 目 号	白 47	根番		0			0			0				

※ 1 異常な現象の種類毎に校舎及び体育館を指定する。表中の表記は次のとおりとする。〇:全ての施設を指定する。

横浜市公告第 190 号

災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し

災害対策基本法(昭和36年法律第 223 号)第49条の6の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を、次のとおり取り消した。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 取消年月日
 - 令和5年3月31日
- 2 指定避難所

名 称	所 在 地
横浜市立上白根中学校	旭区上白根町 868 番地
横浜市立旭北中学校	旭区上白根二丁目47番1号

3 指定緊急避難場所

	Ź	Z	移	尓			Ē	斤右	E Ы	也		対	象	と	す	る	異	常	な	現	象	\bigcirc	種	類
横	浜	市	立			旭	区	上	白	根	町	洪	水	`	崖	崩	れ	`	土	石	流	及	び	地
上	白	根	中	学	校	86	88	番	地			滑	ŋ	`	地	震	`	大	規	模	な	火	事	
横	浜	市	立			旭	区	上	白	根		洪	水	`	崖	崩	れ	`	土	石	流	及	び	地
旭	北	中	学	校		丁	目	47	番	1	号	滑	り	`	地	震								

横浜市公告第 191 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

1 届出の概要

	届		出		事		項								届		出		内		容					
大	規	模	小	売	店	舗	0)	名	称	口	イ	ヤ	ル	プ	口	横	浜	上	郷							
及	び	所	在	地						栄	区	上	郷	町	字	石	原	7	19	番	ほ	カュ				
大	規	模	小	売	店	舗	を	設	置	口	イ	ヤ	ル	ホ	_	ム	セ	ン	タ	_	株	式	会	社		
す	る	者	\bigcirc	氏	名	又	は	名	称		代	表	取	締	役		中		Щ		正		明			
及	び	住	所	並	\mathcal{C}_{k}	に	法	人	に	大	阪	市	西	X	阿	波	座	1	丁	目	5	番	16	号		
あ	2	て	は	代	表	者	\bigcirc	氏	名																	
大	規	模	小	売	店	舗	に	お	11	口	イ	ヤ	ル	ホ	_	4	セ	ン	タ	_	株	式	会	社		
て	小	売	業	を	行	う	者	\mathcal{O}	氏		代	表	取	締	役		中		Щ		正		明			
名	又	は	名	称	及	Ω	住	所	並	大	阪	市	西	区	冏	波	座	1	丁	目	5	番	16	号		
び	に	法	人	に	あ	つ	て	は	代																	
表	者	\mathcal{O}	氏	名																						
大	規	模	小	売	店	舗	\mathcal{O}	新	設	令	和	5	年	10	月	29	日									
を	す	る	日																							
大	規	模	小	売	店	舗	内	\mathcal{O}	店	2	, 30	9	m^{2}													
舗	面	積	\mathcal{O}	合	計																					
駐	車	場	\bigcirc	位	置	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	収	容	位	置		届	出	書	\bigcirc	添	付	図	面	記	載	\mathcal{O}	と	お	り
台	数									収	容	台	数		40	台										
駐	輪	場	\bigcirc	位	置	及	Ω	収	容	位	置		届	出	書	\bigcirc	添	付	図	面	記	載	\mathcal{O}	と	お	り
台	数									収	容	台	数		33	台										
荷	さ	ば	き	施	設	\mathcal{O}	位	置	及	位	置		届	出	書	\bigcirc	添	付	図	面	記	載	\mathcal{O}	と	お	り
び	面	積								面	積		75	m²												
廃	棄	物	等	0	保	管	施	設	\mathcal{O}	位	置		届	出	書	0	添	付	図	面	記	載	0	ک	お	り
位	置	及	び	容	量					容	量		1	2. 2	4	$m^{\!\scriptscriptstyle 3}$										
大	規	模	小	売	店	舗	に	お	V >	開	店	時	刻		午	前	6	時	30	分	_					
て	小	売	業	を	行	う	者	\mathcal{O}	開	閉	店	時	刻		午	後	9	時	30	分						
店	時	刻	及	び	閉	店	時	刻																		

来	客	が	駐	車	場	を	利	用	す	午	前	6	時	か	ら	午	後	10	時	ま	で					
る	٦	と	が	で	き	る	時	間	帯																	
駐	車	場	0	自	動	車	0)	出	入	数		入	П	1	か	所	`	出	П	1	か	所				
口	\mathcal{O}	数	及	Ωį	位	置				位	置		届	出	書	の	添	付	図	面	記	載	\mathcal{O}	と	お	り
荷	さ	ば	き	施	設	に	お	11	て	午	前	6	時	か	5	午	後	10	時	ま	で					
荷	さ	ば	き	を	行	う	٢	と	が																	
で	き	る	時	間	帯																					

(添付図面は省略)

- 2 届出年月日
 - 令和5年2月28日
- 3 縦覧場所
 - 中区本町 6 丁目 50番地の 10
 - 横浜市経済局市民経済労働部商業振興課
 - 栄区桂町 303 番地の19
 - 横浜市栄区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 192 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地島忠ホームズ横浜店鶴見区岸谷三丁目 781 番の1ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社島忠

代表取締役 岡野 恭明

さいたま市中央区上落合8丁目3番32号

(3) 変更しようとする事項

(0)	-	~	_	_	_	_	_ /	٠.	4.	. 🗡															
変	更	し	ょ	う	ک	す	る			変		更		前					変		更		後		
事	項																								
大	規	模	小	売	店	舗	内	6	, 42	8	m²						8	, 39	5	m²					
0	店	舗	面	積	\mathcal{O}	合	計																		
駐	車	場	の	位	置	及	び	位	置		届	出	書	0	添	付	位	置		届	出	書	0	添	付
収	容	台	数								図	面	(変	更	前				図	面	(変	更	後
)	記	載	\mathcal{O}	کے	お)	記	載	\mathcal{O}	کے	お
											り									り					
								収	容	台	数		3]	18	台		収	容	台	数		24	12	台	
駐	輪	場	0)	位	置	及	び	位	置		届	出	書	\mathcal{O}	添	付	位	置		届	出	書	\mathcal{O}	添	付
収	容	台	数								図	面	(変	更	前				図	面	(変	更	後
)	記	載	\mathcal{O}	کے	お)	記	載	\mathcal{O}	کے	お
											り									り					
								収	容	台	数		50	台			収	容	台	数		11	14	台	
荷	さ	ば	き	施	設	0	位	位	置		届	出	書	\bigcirc	添	付	位	置		届	出	書	0)	添	付
置	及	び	面	積							図	面	(変	更	前				図	面	(変	更	後
)	記	載	\mathcal{O}	と	お)	記	載	\mathcal{O}	と	お

											り									り					
								面	積		80	m^2					面	積		3	33.	5	m^2		
廃	棄	物	等	\mathcal{O}	保	管	施	位	置		届	出	書	0	添	付	位	置		届	出	書	\mathcal{O}	添	付
設	\mathcal{O}	位	置	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	容	量				义	面	(変	更	前				义	面	(変	更	後
)	記	載	\mathcal{O}	と	お)	記	載	\mathcal{O}	と	お
											り									り					
								容	量		18	m³					容	量		3	5. 1	6	m³		
大	規	模	小	売	店	舗	に	開	店	時	刻		午	前	10	時	開	店	時	刻		午	前	7	時
お	<i>\</i> \	て	小	売	業	を	行	閉	店	時	刻		午	後	8	時	閉	店	時	刻		午	後	10	時
う	者	\mathcal{O}	開	店	時	刻	及															30	分		
び	閉	店	時	刻																					
来	客	が	駐	車	場	を	利	午	前	9	時	30	分	カュ	5	午	午	前	6	時	30	分	カュ	5	午
用	す	る	٢	کے	が	で	き	後	8	時	30	分	ま	で			後	11	時	ま	で				
る	時	間	帯																						
駐	車	場	\mathcal{O}	自	動	車	\mathcal{O}	数		入	П	1	カュ	所	`	出	数		入	П	1	カュ	所	`	出
出	入	П	\mathcal{O}	数	及	び	位			口	2	カュ	所						П	1	カュ	所			
置								位	置		届	出	書	\mathcal{O}	添	付	位	置		届	出	書	\mathcal{O}	添	付
											义	面	(変	更	前				义	面	(変	更	後
)	記	載	\mathcal{O}	と	お)	記	載	\mathcal{O}	と	お
											り									り					
荷	捌	き	施	設	に	お	い	午	前	6	時	か	5	午	後	10	午	前	6	時	カュ	5	午	後	11
て	荷	さ	ば	き	を	行	う	時	ま	で							時	ま	で						
٦	と	が	で	き	る	時	間																		
帯																									

(添付図面は省略)

- (4) 変更する年月日 令和5年11月1日
- (5) 変更に係る事項以外の届出事項

	厏	Ē	L	Ц	Ē	F	Į	頁						届		出		内		容					
大	規	模	小	売	店	舗	に	お	\ \	株	式	会	社	島	忠										
て	小	売	業	を	行	う	者	\mathcal{O}	氏		代	表	取	締	役		岡		野		恭		明		
名	又	は	名	称	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	住	所	並	さ	١,١	た	ま	市	中	央	区	上	落	合	8	丁	目	3	番
び	に	法	人	に	あ	9	て	は	代	32	号														
表	者	\mathcal{O}	氏	名						ほ	か	未	定												

- 2 届出年月日
 - 令和 5 年 2 月 28 日
- 3 縦覧場所
 - 中区本町 6 丁目 50番地の10
 - 横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 193 号

事後調査計画書の提出

横浜市環境影響評価条例(平成22年12月横浜市条例第46号)第57条において準用する同第38条第1項の規定に基づき、旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業に係る事後調査計画書の提出があった。

令和5年4月5日

横浜市公告第 194 号

事業の廃止の届出

横浜市環境影響評価条例(平成22年12月横浜市条例第46号)第41条第1項の規定に基づき、(仮称)上郷開発事業を実施しないこととした旨の届出があった。

令和5年4月5日

横浜市公告第 195 号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第14条第1項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和5年4月5日

- 1 形質変更時要届出区域の所在地 中区山手町 277 番の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

横浜市公告第 196 号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(令和2年12月横浜市公告第694号)により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和5年4月5日

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
 - 金沢区昭和町 3,173 番の27、 3,173 番の41及び 3,173 番の52並びに 3,174 番の2、 3,174 番の4及び 3,175 番の4の各一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置 基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 197 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)第67条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和5年4月5日

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地 磯子区新森町1番の1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

横浜市公告第 198 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)第67条第2項の規定に基づき、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定(令和5年1月横浜市公告第39号)により指定した区域の一部の指定を解除する

令和5年4月5日

- 1 解除する条例形質変更時要届出区域の所在地 戸塚区名瀬町字内久祢 344 番の1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 基準不適合土壌の掘削による除去

横浜市公告第 199 号

公園の設置

都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

公	園	<i>(</i>)	名	称		位		置		区		域	面	積	主	な	公	遠	施	供	用	開	始
															設					の	期	日	
池	袋	第	匹	公	中	区	池	袋	58	別	図	\mathcal{O}	953	m²	す	べ	り	台	`	令	和	5	年
園					番	\mathcal{O}	13	ほ	カュ	と	お	り			べ	ン	チ	`	水	4	月	5	日
															飲	み							
港	南		丁	目	港	南	区	港	南	別	図	\mathcal{O}	671	m^2	複	合	遊	具	`	令	和	5	年
第	三	公	園			丁	目	1,	26	と	お	り			ベ	ン	チ	`	水	4	月	5	日
					9	番	\mathcal{O}	23							飲	み							

別図(省略)

横浜市公告第 200 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則(平成11年1月横浜市規則第1号)第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年4月5日

変	更	年	月	指	定		名		称			代	表	者	氏	名		漟	;	笔 尼	斤月	折 7	生生	也
日				番	号																			
令	和	4	年	114	132	株	式	会	社	С	久	保	谷		建			(新)	都	筑	区	池	辺	町
11	月	30	日			R	Α	F	Τ	_								4	, 42	9	番	地		
						K												(旧)	都	筑	区	池	辺	町
																		4	, 42	3	番	地	\mathcal{O}	4

横浜市公告第 201 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号)第15条第1項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して10日を経過したときは、廃物として認定する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

1 放置自動車

放 置 場 所	車名
西区高島二丁目	スズキ アベニス
都筑区池辺町	ヤマハ マジェスティ

2 沈船等

	νu	/41-	71										
	方	汝	율	置	4	易	戸	斤			船	名	
神	奈	Ш	区	神	奈	Ш	_	丁	目	不	明		
神	奈	Щ	区	神	奈	Ш	_	丁	目	不	明		
神	奈	Щ	区	神	奈	Ш	_	丁	目	金	比	羅	丸
神	奈	Ш	区	神	奈	Ш	_	丁	目	ホ	1	ル	ル
金	沢	区	野	島	町					不	明		
金	沢	区	野	島	町					不	明		
金	沢	区	野	島	町					不	明		
金	沢	区	野	島	町					不	明		
金	沢	区	野	島	町					不	明		
金	沢	区	野	島	町					不	明		
金	沢	区	野	島	町					不	明		
金	沢	区	野	島	町					不	明		

横浜市公告第 202 号

横浜国際港都建設道路事業の変更に係る事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第63条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設道路事業に係る事業計画変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、その施行について次のとおり公告する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - 横浜国際港都建設道路事業
 - 3 ・ 5 ・ 6 号瀬谷地内線 (二ツ橋中部地区)
 - 3 · 3 · 11 号 環 状 3 号 線 (関 連 外 郭 部)
- 2 施行者の名称

横浜市

- 3 事務所の所在地
 - 中区本町 6 丁目 50番地の10
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内

(2) 使用の部分

瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内

横浜市公告第 203 号

横浜国際港都建設道路事業の事業計画変更に係る図書の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、横浜国際港都建設道路事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

1 施行者の名称

横浜市

- 2 都市計画事業の種類及び名称 横浜国際港都建設道路事業
 - 3 ・ 5 ・ 6 号瀬谷地内線 (二ツ橋中部地区)
 - 3 · 3 · 11 号 環 状 3 号 線 (関 連 外 郭 部)
- 3 事業施行期間

令和3年6月1日から令和11年3月31日まで

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分

瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内

(2) 使用の部分

瀬谷区瀬谷一丁目及び二ツ橋町地内

5 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市都市整備局上瀬谷整備推進部上瀬谷交通整備課

横浜市公告第 204 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区 野庭・上永谷町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域

令和5年4月5日

- (1) 追加する部分なし
- (2) 削除する部分なし
- (3) 変 更 す る 部 分 港 南 区 野 庭 町 及 び 上 永 谷 町 地 内
- 3 縦覧期間
- 令和5年4月5日から令和5年4月19日まで 4 縦覧場所及び意見書提出先 中区本町6丁目50番地の10 横浜市建築局企画部都市計画課

横浜市公告第 205 号

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則(平成15年3月横浜市規則第36号)第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区

(みなとみらい21中央地区52街区地区)

2 都市計画を定める土地の区域

西区みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目地内

- 3 公聴会の日時及び場所
 - (1) 日時

令和5年5月10日午後7時開始

(2) 場所

西区みなとみらい二丁目3番5号

クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階

一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションル

- A

- 4 縦覧期間
 - 令和5年4月5日から令和5年4月19日まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先

中区本町 6 丁目 50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

6 都市計画図書写しの閲覧期間

令和5年4月5日から令和5年4月19日まで

7 都市計画図書写しの閲覧場所

西区中央一丁目5番10号

横浜市西区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 206 号

横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画道路の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則(平成15年3月横浜市規則第36号)第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 横浜国際港都建設計画道路 3 · 3 · 27号国道1号線
 - (2) 横浜国際港都建設計画道路 3 · 5 · 26号戸塚線
- 2 都市計画を定める土地の区域 戸塚区汲沢町及び戸塚町地内
- 3 公聴会の日時及び場所
 - (1) 日 時 令 和 5 年 5 月 22 日 午 後 7 時 開 始
 - (2) 場所 戸塚区戸塚町 127 番地 横浜市戸塚公会堂 3 階講堂
- 4 縦覧期間

令和5年4月5日から令和5年4月19日まで

- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間 令和5年4月5日から令和5年4月19日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所 戸塚区戸塚町16番地の17 横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 207 号

横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第55条第1項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部を次のとおり事業予定地として指定する。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 都市計画施設の種類及び名称
 - 横浜国際港都建設計画道路
 - 3 2 1 号横浜藤沢線(下倉田•本郷台地区)
- 2 指定に係る土地の区域

戸塚区下倉田町字雪下 1,754 番の1の一部及び 1,848 番の1の 一部 横浜市公告第 208 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第55条第1項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として指定されたことに伴い、同法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和5年4月5日

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域 戸塚区下倉田町字雪下 1,754 番の1の一部及び 1,848 番の1の 一部
- 3 都市計画施設の種類及び名称 横浜国際港都建設計画道路3・2・1号横浜藤沢線(下倉田・本郷台地区)

横浜市公告第 209 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第55条第1項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として指定されたことに伴い、同法第57条第2項本文の規定による土地の有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和5年4月5日

- 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名中区本町 6 丁目 50 番地の 10横浜市長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域 戸塚区下倉田町字雪下 1,754 番の 1 の一部及び 1,848 番の 1 の 一部
- 3 都市計画施設の種類及び名称 横浜国際港都建設計画道路3・2・1号横浜藤沢線(下倉田・本郷台地区)

横浜市公告第 210 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年4月5日

- 1 開発許可年月日及び許可番号
 - 令和2年7月30日第2020開1306号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 東京都千代田区丸の内2丁目2番3号
 - 株式会社フージャースコーポレーション
 - 代表取締役 小川 栄 一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称戸塚区矢部町 771 番の1の一部

横浜市公告第 211 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
 - 令和4年1月25日第2021 開 103 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴見区東寺尾四丁目11番1号

学校法人横浜商科大学

理事長 清 水 雅 彦

3 開発区域に含まれる地域の名称

鶴見区東寺尾四丁目 722 番の 1 の一部、 722 番の 2 、 722 番の 3 、 723 番の 1 及び 723 番の 2 横浜市公告第 212 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
 - 令和4年6月24日第2022開1305号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

戸塚区戸塚町 157 番地

大洋建設株式会社

代表取締役 黒田憲一

3 開発区域に含まれる地域の名称

戸塚区上矢部町 1,573 番の9から 1,573 番の11まで、 1,575 番の2の一部、 1,577 番の1から 1,577 番の4まで、 1,578 番の1、 1,578 番の3、 1,578 番の4、 1,579 番の1、 1,579 番の2の一部、 1,579 番の3から 1,579 番の10まで、 1,631 番の1の一部、 1,631 番の3の一部、 1,631 番の4の一部、 1,632 番の4まで及び 1,633 番の1の一部

横浜市公告第 213 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
 - 令和4年9月15日第2022開103号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名鶴見区東寺尾一丁目19番11号
 - 永 島 成 泰
- 3 開発区域に含まれる地域の名称

鶴見区東寺尾一丁目2番の1、2番の13及び2番の27から2番の36まで

横浜市公告第 214 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 指定番号
 - 第 2022 · 11 · 7 号
- 2 指定年月日
 - 令和5年3月27日
- 3 道路の幅員
 - 6.00 m
- 4 道路の延長
 - 33.34 m
- 5 指定の場所

港北区日吉六丁目 2,137 番の21 から 2,137 番の23 まで、 2,137 番の25、 2,137 番の26、 2,139 番の7及び 2,145 番の3

6 申請者の氏名

鈴 木 恵 一

横浜市公告第 215 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月5日

- 1 指定番号 第 2022 · 16 · 4 号
- 2 指定年月日令和5年3月22日
- 3 道路の幅員 4.50 m
- 4 道路の延長 21.24 m
- 5 指定の場所 泉区中田南二丁目 518 番の10
- 6 申請者の氏名 横浜住宅販売株式会社 代表取締役 土 屋 雄一郎

横浜市公告第 216 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号
- 第 22 · 1 · 7 号 2 廃止年月日
 - 令和5年3月16日
- 3 廃止する部分の道路の幅員 4.50 m
- 4 廃止する部分の道路の延長 44.98 m
- 5 廃止の場所

鶴見区下末吉六丁目 461 番の8、 462 番の5及び 462 番の6

横浜市公告第 217 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 廃止する道路の指定番号
 - 第 52 · 11 · 9 号
- 2 廃止年月日
 - 令和5年3月20日
- 3 廃止する道路の幅員 4.50 m
- 4 廃止する道路の延長 32.90 m
- 5 廃止の場所

港北区綱島東三丁目 1,531 番の3地先から 1,531 番の10地先まで

横浜市公告第 218 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

1 一部廃止する道路の指定番号

第 43 · 70 号

2 廃止年月日

令和5年3月15日

3 廃止部分の道路の幅員

6.00 m

4 廃止部分の道路の延長

95. 50 m

5 廃止の場所

旭区中沢一丁目 4 番の 43 地先から 5 番の 2 地先まで及び 29 番の 21 地先から 40 番の 9 地先まで

横浜市公告第 219 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
 - 第 40 · 5 号
- 2 廃止年月日
 - 令和5年3月10日
- 3 廃止部分の道路の幅員 5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長 135.00 m
- 5 廃止の場所

旭区中沢三丁目80番の 225 地先から99番の34地先まで

横浜市公告第 220 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法(昭和25年法律第 201 号)第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和5年4月5日

- 1 廃止年月日 令和5年3月17日
- 2 廃止部分の道路の幅員 4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長 28.80 m
- 4 廃止の場所 港北区日吉本町二丁目 2,366 番の一部

横浜市公告第 221 号

地域まちづくりプラン認定の失効

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(平成17年9月横浜市規則第 113 号)第9条第6項の規定に基づき、次の地域まちづくりプラン認定は、当該組織認定の有効期間を経過した令和5年4月1日に失効した。

令和5年4月5日

- 1 地域まちづくりプランの名称地域力・魅力あっぷ 新子安地域まちづくりプラン
- 2 地域まちづくり組織新子安まちづくり推進委員会

達

達 第 30 号

庁 中 一 般

横浜市請負工事検査事務取扱規程(昭和41年3月達第5号)の一部を次のように改正する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

第9条中「第7条第4項及び前条第1項の報告があったときは」を「完成検査終了後」に改める。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

達 第 31 号

庁 中 一 般

横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程 (平成20年11月達第33号)の一部を次のように改正する。

令和5年4月5日

横浜市長 山 中 竹 春

第 10 条 中 「 第 8 条 第 4 項 及 び 前 条 の 報 告 が あ っ た と き は 」 を 「 完 了 検 査 終 了 後 」 に 改 め る 。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

区告示

南区告示第6号(令和5年3月16日揭示済)

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、中里第四自治会から次のとおり変更した旨の届出があった

令和5年3月16日

横浜市南区長 鈴 木 健 一

変	: J	更	し	た	事	項			変		更		前					変		更		後		
1	i ā	表	者	\bigcirc	氏	名	葛		西		清		孝			中		村		常		次		
及	: (Ç	住	所			南	区	中	里	\equiv	丁	目	17	番	南	区	中	里	兀	丁	目	27	番
							13	号								12	号							

神奈川区告示第1号(令和5年3月23日掲示済)

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、上反町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年3月23日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

変	更	し	た	事	項			変		更		前					変		更		後		
代	表	者	0)	氏	名	坂		本		賢		_			Ħ		張		治		行		
及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	住	所			神	奈	Ш	区	上	反	町	2	丁	神	奈	Ш	区	上	反	町	2	丁
						目	25	番	地	2					目	17	番	地	3				

区公告

泉区公告第 149 号 (令和5年3月27日揭示済)

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。令和5年3月27日

横浜市泉区長深川敦子

自	動	車	臨	時	運	行		J	E 3	功 年	Ξ)] [1	
許	可	番	号	標	番	号								
横							令	和	4	年	6	月	9	日
	38	_	94											
浜														
			横	浜										

選挙長等

市議鶴見区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙鶴見区選挙区選挙長 兼 子 彰

ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	rimu.com	https://www.ozaki-futoshi.com	vatanabe-	.tsuru.me	https://yamadakazumasa.com	https://suguru-kashiwabara.jp	ihideki.jp	itsukuru.com	http://furuya-yasuhiko.com	http://sakuraline.sakura.ne.jp
- 0 ウ 等 0 、	https://www.arimu.com	https://www.c	https://www.watanabe- tadanori.com	https://azuma.tsuru.me	https://yamad	https://sugur	https://adachihideki.jp	https://tomonitsukuru.com	http://furuya-	http://sakura
盤継	横浜市会議員	市会議員	会社役員	横浜市会議員	横浜市会議員	会社員	作曲家	無職	市会議員	横浜市会議員
党派	立憲民主党	公明党	自由民主党	自由民主党	自由民主党	日本維新の会	国民民主党	無所属	日本共産党	無所屬
年齢	蒲 53 號	蒲 57 歳	蒲 58 號	満 57 歳	満 46 歳	满 37 歳	浦 52 歳	満 67 歳	蒲 51 號	蒲 58 歳
住 所	神奈川県横浜市鶴見区	神奈川県横浜市鶴見区	神奈川県横浜市鶴見区	神奈川県横浜市鶴見区	神奈川県横浜市鶴見区	神奈川県横浜市鶴見区	神奈川県横浜市西区	神奈川県横浜市鶴見区	神奈川県横浜市鶴見区	神奈川県横浜市鶴見区
本	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	東京都	神奈川県	東京都
りがな補者の氏名	かか 村 としひこ	w	ただのり たなべ 忠則	# \$ \$	た かずまさ	_{かしわばら} 柏 原 すぐる	5 立 ひでき	:しま 島 まさはる	か か か ひ い い い い い い い い い い い い い い い い	が ト ト ト ト ら
届出 みの別 候	本人 届出 有 村	本人居田田田	本人 お ブ	本人 届出 単	本人 やまだ 届出 山 田	本人 届出 桁	本人 <i>bだち</i> 届出 足 立	本人 居出 青島	本人 届出 古 谷	本人 居出 井 上
届 出 奉	令和5年 3月31日 届	令和5年 3月31日 届	令和5年 3月31日 届	令和5年 3月31日 届	令和5年 3月31日 届	令和5年 3月31日 届	令和5年 3月31日 届	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日 届	令和5年 7 3月31日 届
居 会 等 号 用 号	П	23	ಣ	4	ಬ	9	L	∞	6	10

市議神奈川区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙神奈川区選挙区選挙長 大 滝 和 俊

ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	https://mizushimajunji.hp.peraichi .com	http://ameblo.jp/daisuke-naka/	http://takeuchi.180r.com/	http://www.usami-sayaka.jp/	http://www.fujishiro-tetsuo.com/	https://www.4ltanaka.com/	https://adicotv.wixsite.com/akikof ujimura	https://www.miyagi-suen.com	http://komatsu-noriaki.net/
I 和r	https: .com	http:/	http:/	http:/	http:/	https:	https: ujimu	https:	http:/
# #	無	横浜市会議員	横浜市議会議員	横浜市会議員	横浜市会議員	無	放送作家	子育て支援拡充を目指 す会 副代表	横浜市会議員
党派	無所属	立憲民主党	公明院	日本共産党	自由民主党	日本維新の会	無所属	国民民主党	自由民主党
年齢	漸 39 號	潘 47 歳	漸 62 號	満 45 歳	満 43 歳	漸 59 號	潘 49 歳	潘 45 歳	満 66 歳
住 所	神奈川県横浜市神奈川区	神奈川県横浜市神奈川区	神奈川県横浜市神奈川区	神奈川県横浜市神奈川区	神奈川県横浜市神奈川区	神奈川県横浜市保土ケ谷区	神奈川県横浜市神奈川区	神奈川県横浜市神奈川区	神奈川県横浜市神奈川区
本籍	神奈川県	神奈川県	神奈川県	東京都	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県
ふりがな候補者の氏名	じゅんじょずしま 順二	なかやま 中山 だいすけ	たけうち 竹内 やすひる	_{うさみ} 宇 佐 美 さ や か	てつおいじしろ哲夫	たなか しんいち 田 中 箱 一	ふじむら 藤 村 あ ホ い	すえん マ ぎ 素 延	こまつ 小松 のりあき
届出の別	本人 届出 A	本人 本人 画出	本人 本人 福出 行	本人 届出 字	本 国田 ふ	本日田が田	本 一 本 画 田 職	本人田田田み	本人 届出 ル
届 出 版 年月日 6	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
田 田 田 田 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1	67	က	4	ಬ	9	2	∞	6

市議西区選告示第2号(令和5年4月1日揭示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙西区選挙区選挙長井上和義

のウェブサイトのアドレス		nttps://www.ogiwara- akahiro.com	attp://shimizu-tomio.jp
1 ##		https://www. takahiro.com	http://shim
**	11[\rightarrow	пШ/	nm/
番	政治団体代表	横浜市会議員	横浜市会議員
景	所属	民主党	民主党
	巣	立憲	甲
年齢	蒲 40 歳	蒲 53 蘋	満 67 歳
版	孫市西区	黄浜市西区	(浜市西区
無	神奈川県横	神奈川県横	神奈川県横
雛	奈川県	野	奈川県
*	*	崊	幸
が の 氏名	\$ '\^ }	たかひろ 隆 宏	とみお 富 雄
を	<u> </u>	\$	#p
を倹権	あさだ 浅 田	HU PR	なり
国田の別	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	\ \ \ \∃
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 9月91日
届受卷 出難中	П	7	3

市議中区選告示第2号(令和5年4月1日揭示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙中区選挙区選挙長山中利弘

届 年月日	77	届 り 別	を象権	で た れの よ	にある	林	住所	年 齢	党派	攤	ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス
令和5年 3月31日 届	本届	人田	まつもと 松 本	14	けん 研	神奈川県	神奈川県横浜市中区	満 71 歳	自由民主党	横浜市会議員	https://matsuken.hamal.jp/
令和5年 3月31日 届		∠≡	いなみ		としのすけ 俊 之 助	神奈川県	神奈川県横浜市中区	満 52 歳	自由民主党	横浜市会議員	https://www.inami-yokohama.com
令和5年 3月31日 届		公田	こみや 小 宮		<i>の</i> ぶよし 信 良	神奈川県	神奈川県横浜市中区	満 28 歳	日本維新の会	自営業	https://go2senkyo.com/sejjika/18 5578
令和5年 本 3月31日 届		人田	ふくしま 福 島		なおこ 直 子	東京都	神奈川県横浜市中区	満 66 歳	公 明 党	横浜市議会議員	https://www.fukushima-naoko.info
令和5年 3月31日 届		人田	なる株	Ó	F F	神奈川県	神奈川県横浜市港南区	満 51 歳	社会民主党	看護師	http://moriyokohama.web.fc2.com
令和5年 3月31日 届	Z <u>F</u>	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	√ 1U	4116	まもる 衛	神奈川県	神奈川県横浜市中区	満 47 歳	立憲民主党	横浜市会議員	https://sakumamamoru.com

市議南区選告示第2号(令和5年4月1日揭示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙南区選挙区選挙長 土 田 良 伸

届 出年月日	77	届出の別	除る権	り 者の1	氏な氏名	本籍	住 所	年 齢	党派	職業	ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス
令和5年 本人 3月31日 届出	本人国田		たかだ 高 田	しゅう	ゆう~い	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 34 歳	立憲民主党	横浜市教職員組合 員	https://s-takada.com
令和5年 本人 3月31日 届出	本屈		あらま	#	ゆみこ 美 子	神奈川県	神奈川県横浜市南区	滿 63 歳	日本共産党	市会議員	http://www.araki-yumiko.jp
令和5年 本人 3月31日 届出	本届		し <i>ふ</i> や 渋 谷	7	けし	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 64 歳	自由民主党	横浜市会議員	https://takeshi- shibuya.jimdo.com/
令和5年 本人 3月31日 届出	本 田 田	1	にった 仁 田	₩ ₩	とと	神奈川県	神奈川県横浜市南区	滿 66 歳	公 明 党	横浜市市議会議員	https://www.nitta-m.jp
令和5年 本人 3月31日 届出	本屈		XV S	~ 1\	だいすけ 大 輔	神奈川県	神奈川県横浜市南区	満 41 歳	自由民主党	横浜市会議員	http://yusadaisuke.com

市議港南区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙港南区選挙区選挙長 齋藤 史 明

キ イ ス メ			iemi.jp/	dτ	yamadakeiic		/1	
一のウェブサイト 等 の ア ド レ ス			http://www.miwa-chiemi.jp/	http://0731- 21.main.jp/kamide.php	https://twitter.com/yamadakeiic hiro?lang=ja		https://tenta- iijima.hatenablog.com/	https://kajio.info
攤	横浜市議会議員	横浜市会議員	横浜市議会議員	ITエンジニア	無職	横浜市議会議員	無職	横浜市議会議員
党派	公 明 党	自由民主党	日本共産党	無所属	日本維新の会	自由民主党	無所属	立憲民主党
年齢	蒲 52 赣	漸 82 號	潘 69 藤	浦 34 歳	满 59 歳	潘 62 號	漸 28 職	満 54 歳
住所	神奈川県横浜市港南区	神奈川県横浜市港南区	神奈川県横浜市港南区	神奈川県横浜市港南区	神奈川県横浜市港南区	神奈川県横浜市港南区	神奈川県横浜市港南区	神奈川県横浜市港南区
本籍	神奈川県	神奈川県	広島 県	神奈川県	佐賀 県	神奈川県	神奈川県	神奈川県
ふりがな候補者の氏名	あんざい 安西 ひでとし	かずお た の い	_{5えみ} みわ智恵美	かみで たけひさ 上 出 剛 久	やまだ 山田 けいいちろう	やすひる ま 康 浩	いいじま てんた 飯 島 天 太	かじお あきら
届出 の別	本人田田	本人田田	本人国田	本品出出	本人届出	本人田田	本人田田	本人届出
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
国 受 等 明 中	1	2	3	4	2	9	L	8

市議保土ケ谷区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙保土ケ谷区選挙区選挙長 濵 﨑 政 江

~ K				okoham		
ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	http://www.iso-becchi.com.	https://mori-hirotaka.com	1/_06	https://www.aokiryosuke.yokoham a		shin.com
ウェンクエン	vw.iso-be	iori-hiro	vw.jcp- com/_0	ww.aokir		vw.shin-s
争	ıttp://wv	ıttps://n	http://www.jcp- yokohama.com/_01/_06	ittps://w		http://www.shin-shin.com
	4	4	4 8	h: a		4
**	展(nm/	展(nm/		nm/
無	横浜市議会議員	横浜市会議員	横浜市議会議員	横浜市会議員		横浜市会議員
					無職	
炭	民主党	1 注	() 展	由民主党	新の会	明 党
彩	甲甲	立憲民主党	日本共産	甲甲	日本維新の会	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
编	1		1	千	千	55
井	端 41	蒲 45 歳	灣 61	3 46	蒲 26 歳	握 2
	ケ谷区	ケ谷区	ケ谷区	ケ谷区		ケ谷区
所	:市保土	:市保土	:市保土	:市保土	日出	:市保土
佳	神奈川県横浜市保土ケ谷区	神奈川県横浜市保土ケ谷区	神奈川県横浜市保土ケ谷区	神奈川県横浜市保土ケ谷区	神奈川県横浜市中区	神奈川県横浜市保土ケ谷区
		県 神奈/			都 神奈)	県 神奈)
本籍	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	東京	神奈川
な名	た大	\$ <\$\psi\$		か	**	ž
がの氏	± ₩	5 7	4)16	7 7 4	\$ 42	
育者	₩ .<	Ó	た谷	Q	*	7
が譲	2 1	も株	きたたれ	ある ままず 十 十	世関	<i>S</i> 10
届出の別	本田田	本品人田	本田田	本品人出	本田田	本品工工
月月	·和5年 月31日	·和5年 月31日	、和5年 月31日	·和5年 月31日	·和5年 月31日	·和5年 月31日
田 世 世 世 世 世 世 世 世 世 由	1 3 1	2 3 3 3	3 %	4 会 8	5 3 E	6 3 E
屈叉帶		,,		7		

市議旭区選告示第2号(令和5年4月1日揭示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者 として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙旭区選挙区選挙長 小 林 誠

一のウェブサイト 等 の ア ド レ ス	https://www.facebook.com/hisako .kushida	https://www.fukudayukinobu.com/	http://www.kogayu.net	http://www.minnano- yokohama.com/	https://www.kiuchi- hidekazu.com/		http://www.sato-shige.jp	https://masunagaayako.com
継	無職	会社員	横浜市会議員	横浜市議会議員	横浜市議会議員	横浜市会議員	横浜市会議員	無職
党派	日本維新の会	参政党	国民民主党	立憲民主党	公 明 党	日本共産党	自由民主党	自由民主党
年齢	潘 57 歳	満 54 歳	滿 55 歳	満 52 歳	蒲 54 競	満 71 歳	雅 89 縣	蒲 33 歳
住 所	神奈川県横浜市保土ケ谷区	神奈川県横浜市泉区	神奈川県横浜市旭区	神奈川県横浜市旭区	神奈川県横浜市旭区	神奈川県横浜市旭区	神奈川県横浜市旭区	神奈川県横浜市旭区
本籍	神奈川県	神奈川県	静岡県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	京都府
ふりがな候補者の氏名	いきこ くしだ 久子	»油田 ゆきのぶ	やすひろ こ が ゆ 康 弘	shavb 大岩 まさかず	きうち 木内 ひでかず	たみおからに民夫	さとう	_{ますなが} 増 <i>永</i> あやこ
届出の別	本人周出	本人圖田田	本人田田田	本 一 一 日 日 日 日 日	本人田田田	本人田田田	本 田田 田田	本人圖出
届 出 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令 和 5 年 3 月 3 1 日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
国 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	1	2	3	4	2	9	2	∞

市議磯子区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙磯子区選挙区選挙長 伊藤 優

ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	www.sakai.yokohama	https://nakayama-shingo.com/		http://seki-katsunori.com	yamamoto–takashi .jp		reiwa- shinsengumi.com/member/jichitai2 023yoheimorita/	https://futaikumiyo.com	https://takeda-katsuhisa.com
6 一	www.sakai	https://na		http://sek	yamamoto		reiwa- shinsengur 023yohe	https://fu	https://ta
盤	団体職員	団体役員	無職	自民党神奈川県横浜市 磯子区第四支部長	政党役員	社会福祉法人みどりの その理事長	会社員	行政書士	無職
党派	日本維新の会	立憲民主党	日本共産党	自由民主党	自由民主党	無所屬	れいわ新選組	無所屬	公 明 党
年 齢	蒲 50 號	蒲 45 蘋	蒲 71 赣	蒲 60 歳	蒲 68 嶽	蒲 77 赣	蒲 45 蘋	蒲 40 號	蒲 43 歳
住所	神奈川県横浜市磯子区	神奈川県横浜市中区	神奈川県横浜市磯子区	神奈川県横浜市磯子区	神奈川県横浜市磯子区	神奈川県横浜市磯子区	神奈川県横浜市磯子区	神奈川県横浜市磯子区	神奈川県横浜市磯子区
本籍	東京都	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	当 口 円	神奈川県
がな,の氏名	りょうすけ 売 介	Ĭ) ~ _	\$ #v	かつのり 勝 則	たかし	まさたか正	よう~い 祥 平	7 4 >	かつひさ 勝 久
各権者	(1 & to	なかやま 中 山	はずいけ 蓮 池	世報	지 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	おおた 大 田	专 9 た	よ い 井	たけだ
届出 の別	本田人田	本品人出	本田人田	本品田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本品人出	本田人田	本品人出	本品人田	本品田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
国 多 等 出 期 中	1	2	3	4	5	9	2	8	6

市議金沢区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙金沢区選挙区選挙長 矢 野 順 一

一のウェブサイト 等 の ア ド レ ス	https://norimi.jp	note.com/korekaramo_ykhm/n/n2 e7007298271		https://sakai- hutoshi.jimdosite.com	http://www.masaru-k.net	http://www.takenouchi- takeshi.com	http://www.k-yatabe.net
番米	横浜市会議員	会社員	党職員	禁 月日	横浜市議会議員	横浜市会議員	朮 藤 会 藤 員
党派	自由民主党	無所所属	日本共産党	日本維新の会	自由民主党	公 明 党	立憲民主党
年 齢	満 54 歳	満 46 歳	満 64 歳	蒲 55 歳	満 57 歳	滿 48 歳	端 73 歳
住所	神奈川県横浜市金沢区	神奈川県横浜市西区	神奈川県横浜市金沢区	神奈川県横浜市金沢区	神奈川県横浜市金沢区	神奈川県横浜市金沢区	神奈川県横浜市金沢区
本 籍	大 分 県	東京都	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	栃木県
ふりがな候補者の氏名	たかはし 高 橋 の り み	그 & V 기 기국42	Lift ますだ 茂代	きかい ふとし 坂 井 太	くろかわ 黒 川 まさる	たけのうち 猫	さたべ幸一
届出 の別	本人届出	本人国田	本人届出	本人届出	本人国田	本人届出	本人届出
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
是 多 是 是 是 是	Н	7	33	4	ಬ	9	2

市議港北区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙港北区選挙区選挙長 井 上 禮 子

ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	http://www.fukuchi-shigeru.com	https://toyota.yokohama	sites.google.com/view/mishimarie	https://docs.google.com/documen t/d/lojPd3vElp- mXIRZdzM3PBROMQOByQzUeG XUkqzdxPrc/edit?usp=drivesdk	www.sakai-makoto.jp	https://www.mochiyasu.com	https://tomoi.yokohama	http:www.shirai-masako.jp/	http://asamikazama.com		https://k71– yokohama.jimdofree.com	https://www.ooyama.net
無	横浜市会議員	横浜市会議員	土地家屋事務所代表	無無	横浜市会議員		横浜市会議員	朮酸会議員		横浜市会議員	飲食店経営	横浜市会議員
党派	自由民主党	無所屬	無所屬	参政党	自由民主党	公明党	無所属	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	日本維新の会	立憲民主党
年齢	浦 49 歳	蒲 47 歳	浦 62 歳	満 44 歳	漸 61 歳	潘 62 歳	満 44 歳	漸 63 號	漸 36 歳	潘 60 歳	浦 43 歳	蒲 55 歳
住 所	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区	神奈川県横浜市港北区
本	神奈川県	東京都	神奈川県	奈 良 県	神奈川県	神奈川県	愛 知 県	静岡県	神奈川県	神奈川県	凌 知 県	神奈川県
ふ り が な 候補者の氏名	i5 地 しげる	ゆうき よた 有希	しまりえ	そじま たくや	まことか い 誠	5-3/き 月 やすひろ	おおの大野トモイ	L5v # # 日 中 # # は 十	# # # # # #	:う 藤 ひろふみ	かない 金 井 しん や	##や# 大山 しょうじ
届出る別値	本人 国田 福	本品といって	本人 国出 み	 	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本人 届出 望	本	本 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	本人 届出 か	本人 佐 脚田田 佐 脚	本	本人 届出 大 大 大
届 出	令和5年 3月31日)	令和5年 3月31日,	令和5年 3月31日)	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日,	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
居 受 番 番 母	1-1 	23	. გ	4 3	5	9	7 3	8	6	10 3	11 3	12 3

	MOI	
イス	ttps://iloveyokohama38.amebaow d.com	i.com
ディ	ohamaʻ	dayosh
のウェブサイ の ア ド レ	oveyok	okubo-tadayoshi.com/
争の	https://ilc nd.com	p://ok
	httj nd.	httj
441)		
業		বদা
搬		車檢代行業
	無職	車検
派	€. 4H	鬞
浜	本維新の会	拒
	Н	巣
蛐	45 歳	50 歳
年	握	握
所	<u>米</u> 冈	海北区
供	横浜市栄区	横浜市港
1	奈川県	奈川県
Lifes	都神	都神
本籍	点	岷
	· 유	ン 単
ĭ 氏 な 氏 名	HU	だれ
り 者の」	УU	Ĭ K
舞	4	おくぼ
を象	HU	£
届出 の別	本品工工	本品田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
月 日	115年 31日	115年 31日
囲争	今和 3月3	令和 3月3
国 受 田 田 田 田 田 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	13	14

市議緑区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙緑区選挙区選挙区選挙長齋藤純男

ーのウェブサイト等のアドレス	https://twitter.com/satokoishibas hi	https://kkinoshita7.wixsite.com/okudanoriko-vet	https://twitter.com/tatsuhiroanad a	https://www.kamoshida.website	https://midori-komei- youth.mystrikingly.com	https://konno-norito.com/	https://saitotatsuya.com/
## ##	無職	獣医師	無職	横浜市会議員	横浜市議会議員	横浜市会議員	横浜市会議員
党派	日本共産党	立憲民主党	日本維新の会	自由民主党	公明 党	立憲民主党	無所属
年 齢	満 70 歳	満 47 歳	満 25 歳	満 38 歳	潘 63 嶽	満 62 歳	満 50 歳
住 所	神奈川県横浜市緑区	神奈川県横浜市緑区	神奈川県横浜市緑区	神奈川県横浜市緑区	神奈川県横浜市緑区	神奈川県横浜市緑区	神奈川県横浜市緑区
本籍	一 日 日	神奈川県	神奈川県	神奈川県	当田田	神奈川県	神奈川県
り が な 者の氏名	17 7 7 10 70 70 10 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	000 だ 記 子	たっひろ	けいすけ しだ 啓介	ま は な	の め 典 人	さっち
条権	いしばし 石 橋	√ √	<i>あなだ</i> 穴 田	7> & C	たかはし 高 橋	73	さいとう 斉 藤
届出 の別	本人届出	本人届出	本人届出	本人届出	本人届出	本人届出	本人届出
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
国 会 等 出 用 中	1	2	3	4	ಣ	9	2

市議青葉区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙青葉区選挙区選挙長 小野 義 夫

ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	http://tanayuki.net	https://iidayoshiki.com		https://miuranoriko.kanagawanet.j p/	https://www.komei.or.jp/km/gyot a	https://www.masato.tv	http://www.osakabe-sayaka.com	https://itokumiko.com	info@fu jjsakikotaro.jp/	https://www.yamashitamasato.co m
搬	横浜市会議員	団体職員	会社員	無職	横浜市会議員	横浜市会議員	株式会社 natural rights 代表取締役社長	無職	横浜市会議員	横浜市会議員
党派	立憲民主党	日本共産党	参 政 党	神奈川ネットワーク運動	公 明 党	自由民主党	自由民主党	日本維新の会	立憲民主党	自由民主党
年 齢	蒲 47 歳	蒲 60 歳	満 48 歳	蒲 55 歳	蒲 56 歳	滿 29 歳	蒲 45 歳	满 63 歳	蒲 43 歳	蒲 58 歳
住 所	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市緑区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市青葉区
本籍	東京都	神奈川県	神 奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	東京都	神奈川県	京都府
り が な 者の氏名	₩	元 つ 机	0 \$ 0 \$	のりこ 紀 子	7 12 A 7	**** 田 人	2 4 to 7	* * *	こうたろう 浩 太 郎	*** 正 人
除権	たなか 田 中	いいだ 飯 田	٦ ٢ ٦	み ^{5,5} 三 浦	ぎょうた 行 田	よ は 番 正	お な か か	いとう 伊 藤	ふじなき 霧 野	やました 山 下
届出 の別	本人国田	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本人届出	本人田田	本品田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本人 国田	本品田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本人届出	本人国田	本人田田
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
国 会 等 明 出 明 号	1	2	3	4	5	9	2	8	6	10

市議都筑区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者 として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙都筑区選挙区選挙長 柴 野 勝

ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	https://fukasakuyui.jp	https://ichikiemiko.jp	https://inoshita-kenji.jp	https://go2senkyo.com/sejjika/18 5576	https://www.khotoku.net	https://hirata.kanagawanet.jp	http://www.hasegawatakuma.yoko hama	http://yosseifujii.jp/	https://shirairyoji.com
搬業	クックパッド株式会社社員	無職	団体職員	合同会社グレスランド 代表社員	横浜市議会議員	横浜市議会議員	横浜市議会議員	横浜市議会議員	会社役員
党派	国民民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	立憲民主党	神奈川ネットワ 一ク 運動	自由民主党	立憲民主党	自由民主党
年 齢	潮 30 號	満 54 歳	満 44 歳	満 44 歳	満 57 歳	満 44 歳	蒲 43 歳	満 49 歳	満 34 歳
住 所	神奈川県横浜市都筑区	神奈川県横浜市都筑区	神奈川県横浜市都筑区	神奈川県横浜市青葉区	神奈川県横浜市都筑区	神奈川県横浜市都筑区	神奈川県横浜市都筑区	神奈川県横浜市都筑区	神奈川県横浜市都筑区
本籍	東京都	神奈川県	熊本県	神奈川県	静岡県	量 照 韓	神奈川県	神奈川県	神奈川県
り が な 者の氏名	(1 P)	がない	けんじ	なおや ベ 尚 哉	い ろ ろ	ゼ >	たくま	よしあきい 芳明	りょうじい 売次
条権	ふかさく 深 作	いた *** *** **** ***	いのした 井 下	7 % 1	もち <u>く</u> 達 望 月	ひらた H 田	はせがわ 長 谷 川	ئ ب ا	ر د ده د
届出 の別	本人届出	本品田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本人届出	本人届出	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本人田田	本人国田	本人国田
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
居 受 番 母 号	1	2	8	4	5	9	7	8	6

市議戸塚区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙戸塚区選挙区選挙長 大 山 勲 夫

ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	http://www.yeita.net/	https://www.guts-sakamoto.com	https://suzukitaro.com	https://www.nakajima- mitsunori.com/	https://oowada-akio.jp/	https://www.fushimiyukie.com	https://sites.google.com/view/tka nzaki
一	http://w	https://	https://	https://www.n mitsunori.com	https://	https://	https:// nzaki
# # #	横浜市会議員	【横浜市会議員	横浜市会議員	横浜市会議員	日体役員	横浜市会議員	- 日営業
党派	立憲民主党	国民民主党	自由民主党	公 明 党	日本共産党	自由民主党	日本維新の会
年齢	満 49 歳	蒲 55 嶽	蒲 56 歳	蒲 53 歳	満 71 歳	蒲 55 嶽	雅 28 雅
住所	神奈川県横浜市戸塚区	神奈川県横浜市戸塚区	神奈川県横浜市戸塚区	神奈川県横浜市戸塚区	神奈川県横浜市戸塚区	神奈川県横浜市戸塚区	神奈川県横浜市港北区
本籍	長 野 県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県
り が な 者の氏名	えいた ら 英 太	かつじ 勝 司	たろう 太 郎	かつのか	& # #	ゆ そ 火	とよた 曹 大
条権	やまう	さかもと 坂 本	_{すずき} 鈴 木	なかじま 中 島	おおわだ 大和田	ふしみ 伏 見	かんざき 神 崎
届出 の別	本人届出	本人田田	本人届出	本人届出	本人届出	本人田田	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
国 受 等 出 期 中	1	2	33	4	ಬ	9	2

市議栄区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙栄区選挙区選挙区選挙長 小 石 榮 美

ブサイトドレンス	iwatayukio	shikatsuko.jp/	oda-	o.hasegawa/	/marikoueki/	shinagayuya	et	
ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス	https://lit.link/ishiwatayukio	http://www.koshiishikatsuko.jp/	https://www.tsunoda- hiroko.yokohama	https://e- linksvc.com/etsuko.hasegawa/	https://ameblo.jp/marikoueki/	https://lit.link/yoshinagayuya	http://m-okuwa.net	
搬	会社員	横浜市会議員	会社役員	横浜市議会議員	会社役員	看護師	横浜市会議員	政党職員
党派	国民民主党	無所属	無所属	立憲民主党	日本共産党	無所属	自由民主党	日本維新の会
年齢	滿 59 歳	満 54 歳	満 55 歳	満 46 歳	満 72 歳	蒲 28 歳	滿 49 歳	満 50 歳
住 所	神奈川県横浜市栄区	神奈川県横浜市栄区	神奈川県横浜市栄区	神奈川県横浜市南区	神奈川県横浜市栄区	神奈川県横浜市栄区	神奈川県横浜市栄区	神奈川県横浜市栄区
本籍	神奈川県	東京都	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県
り が な 者の氏名	\$ \$	かってんかっ子	ひろこ だ	そって	## 6 N	かうや	まさたか	きょたか
条補	いしわた 石 渡	こしいし	0 0 t	はせがわ 長 谷 川	_{うえき} 植 木	よしなが 吉 永	おお 大 条	たばた 田 畑
届出の別	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本人国田	本田田田	本田	本田田田	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
届 年月日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日	令和5年 3月31日
国 受 番 号 期 号	1	2	3	4	5	9	7	8

市議泉区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙泉区選挙区選挙区選挙長 石 塚 武 夫

月日の	40	届出 の別	や破	番者	ъ́в	田名な	本	住 所	年齢	彩	派	職業	ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス
和5年 本 31日 届	本届	人田	J	ずい	2	みつる 売	神奈川県	神奈川県横浜市泉区	満 74 歳	申	民主党	政党役員	http://www.m-kajimura.com
和5年 本 331日 届	本庫	大田	ほりえ 堀 江	. 띱	え	えりこ り 子	神奈川県	神奈川県横浜市泉区	満 72 歳	Щ	日本共産党	放課後児童支援員	
和5年 本 331日 届	本庫	人田	\$ \$	<i>ع</i> ل م		_{りえ} 理 恵	神奈川県	神奈川県横浜市泉区	滿 64 歳	立憲	憲民主党	横浜市会議員	http://fumotorie.com
和5年 2	マ屋	本人届田	よこや。 横 山	** &	70	たろう	神奈川県	神奈川県横浜市泉区	滿 49 歳	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	民主党	横浜市議会議員	https://www.yutaro.yokohama
和5年 4	7 1	本人届出	むらはな 村 花	£ 471	Ó	5 L	京都府	神奈川県横浜市泉区	滿 46 歳	半	所属	株式会社ユーグレナ 会社員	https://izumi-ku.com/murahana/
和5年 本 31日 届	本原	人 王	_{きかた} 坂 田		4116	1 2	神奈川県	神奈川県横浜市泉区	満 55 歳	半	所 属	団体役員	https://go2senkyo.com/sejjika/18 6208
和5年 331日)		本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	\ \%	5	Ó	, 5 z	神奈川県	神奈川県横浜市泉区	潘 69 歳	獣	所属	パート勤務職員	

市議瀬谷区選告示第2号(令和5年4月1日掲示済)

議員候補者の届出

令和5年4月9日執行の横浜市議会議員一般選挙につき、候補者として次のとおり届出があった。

令和5年4月1日

横浜市議会議員一般選挙瀬谷区選挙区選挙長 小 林 清 春

	届 出 年月日	届出 の別	条みを補	り 者の日	氏な氏名	本籍	住 所	年齢	党派	瓣	ーのウェブサイト 等 の ア ド レ ス
√⊢ ∞	令和5年 3月31日	本人届出	ごとう 後 藤	4 4	2 5	新 潟 県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 74 歳	日本共産党	歯科医師	https://jcpyokohama.hp.peraichi.c om/goto_yasuhito_top
(1 (1)	令和5年 3月31日	本人届出	はら 原	5	セ	神奈川県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 47 歳	日本維新の会	会社員	https://hideto-hara.com
()	令和5年 3月31日	本人届出	かわぐち 川 ロ	2	5 2	神奈川県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 42 歳	自由民主党	横浜市会議員	https://hiro-kawaguchi.com/
(, 0.5	令和5年 3月31日	本人届出	はなうえ 花 上	#10	٦ ا	神奈川県	神奈川県横浜市瀬谷区	満 76 歳	立憲民主党	横浜市会議員	http://www.hanaue.jp
(, (,)	令和5年 3月31日	本人届出	くぼ 久 保	办事	C 2	五川県	神奈川県横浜市瀬谷区	溝 49 歳	公 明 党	横浜市会議員	https://www.k-kubo.yokohama/

市会

令和5年第1回市会定例会会議事項(第1日)

- 1 開会日時 1月30日 午前10時00分
- 2 出席議員 84人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

1月30日から3月16日までの46日間と決定

4 散会時刻 午前10時01分

令和5年第1回市会定例会会議事項(第2日)

- 1 開議日時 2月7日 午前10時00分
- 2 出席議員 83人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市報第 20 号 市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る

和解についての専決処分報告

市報第 21 号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の

専 決 処 分 報 告

市報第 22 号 変更契約の締結についての専決処分報告

以上3件報告

諮問市第 1 号 市営住宅入居者資格決定処分に係る審査請求

に関する諮問

市第 123 号議案 第 4 期横浜市教育振興基本計画の策定

市第 124 号議案 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会条例の制定

市第 125 号議案 横浜市公告式条例の一部改正

市第 126 号議案 横浜市手数料条例の一部改正

市第 127 号議案 横浜市手数料条例等の一部改正

市第 128 号議案 横浜市保育所条例の一部改正

市第 129 号議案 網島第 380 号線等市道路線の認定及び廃止

市第 130 号議案 都筑区民文化センター (仮称) 用建物の取得

市 第 131 号 議 案 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分

市 第 132 号 議 案 不 当 利 得 返 還 に つ い て の 訴 え の 提 起

水第 5 号議案 活性炭の入札等に係る損害賠償についての訴

えの提起

市第 133 号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の

上限の変更の認可

市第 134 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更

市第 135 号議案 本牧市民プール再整備事業契約の変更

市第 136 号議案 令和4年度横浜市一般会計補正予算(第8号

)

市第 137 号議案 令和4年度横浜市国民健康保険事業費会計補

正予算 (第1号)

市第 138 号議案 令和4年度横浜市介護保険事業費会計補正予

算 (第1号)

市第 139 号議案 令和4年度横浜市後期高齢者医療事業費会計

補正予算 (第1号)

市第	140	号	議	案			令	和					浜	市	港	湾	整	備	事	業	費	会	計	補	正	予
							算	(第	2	号)														
市 第	141	号	議	案			令	和	4	年	度	横	浜	市	中	央	卸	売	市	場	費	会	計	補	正	予
							算	(第	2	号)														
市第	142	号	議	案			令	和	4	年	度	横	浜	市	中	央	ح	畜	場	費	会	計	補	正	予	算
							(第	2	号)															
市第	143	号	議	案			令	和	4	年	度	横	浜	市	母	子	父	子	寡	婦	福	祉	資	金	会	計
							補	正	予	算	(第	1	号)											
市 第	144	号	議	案			令	和	4	年	度	横	浜	市	勤	労	者	福	祉	共	済	事	業	費	会	計
							補	正	予	算	(第	1	号)											
市 第	145	号	議	案			令	和	4	年	度	横	浜	市	公	害	被	害	者	救	済	事	業	費	会	計
							補	正	予	算	(第	1	号)											
市 第	146	号	議	案			令	和	4	年	度	横	浜	市	市	街	地	開	発	事	業	費	会	計	補	正
							予	算	(第	1	号)													
市第	147	号	議	案			令	和	4	年	度	横	浜	市	新	墓	康	事	業	費	会	計	補	正	予	算
, , , , ,										号										,						-,
市第	148	号	議	案				和				横	浜	市	7	J.	Ŋ	保	全	創	诰	事	業	費	会	計
.1. 214		Ĭ	F-1/2	214				正		· 算		第								711.4		•	<i>></i> 14			
市第	149	묽	議	案				和								#	事	業	用	抽	書	会	計	補	正	予
114 214	110		P3.22	<i>></i> <			算			1				,,,,			4.	//	/ 13				н	1113		,
市第	150	문	議	宏				和					沂	市	丰	傏	全	会	∌ ∔	紺	正	₹,	笞	(第	1
111 242	100	75	时发	*			号		7	7	汉	7央	175	111	111	I.	717	4	μι	11113	ш.	1	ग	(213	1
市第	151	早	議	安			-	和	1	在	由	烘	沂	古	ㅈ	-Jk	洪	車	址	\triangle	卦	擂	7E		섬	(
111 277	131	ク	时艾	未				ηн 1			汉	仰	伙	111	ı	//\	炟	#	未	X	рI	THJ	Ш.	1.)T'	(
市第	152	号	議	宏				和			度	焟	浜	古	埋	77	車	業	会	計	補	正	子	筲	(笙
114 /14	102	.,	ж	//				号		'	12			114			J.	//		ні	1111		,	<i></i>		∠ 1√
水第	6	문	議	宏				和		任.	庄	焟	沂	市	zk	渚	重	丵	_	計	紺	正	子	笞	(笙
<i>/</i> // <i>/</i> //	U	7	时艾	*				号		7	汉	1央	採	111	/1/	炟	Ŧ	*	7	рΙ	THI	ш	1	71'	(Ж
六 笠	4	旦.	詳	宏						左	由	祩	沂	#	白	刪	古	丰	光	\triangle	計	拙	т.	孓.	凷	(
交 第	4	75	戠	籴				和			及	怏	供	111	H	到	平	尹	未	K	司	作用	IL.	1,	异	(
	_	н	-34-	/				1			ميايم		٠,,-			\ 	Δı.	<i>ع</i> يد		خلاد	^	⇒ 1	4-1	_	→	/-/- -
交 第	5	亏	議	条				和				愽	浜	山	尚	速	跃	旭	争	兼	会	計	佣	止	丁	昇
مادة ها			→ 3.6-	_				第				1.446	\	r.		Pr.L.		MA	^	-1.	1.15		_	Laka	,	
病 第	3	号	議	案				和		年	度	横	浜	币	抦	院	事	業	会	計	補	ıE.	屰	算	(第
								号																		
	以上	36	件	関	係	常	任	委	員	会	に	付	託													

市第 99 号議案
 令和 5 年度横浜市一般会計予算
 令和 5 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算
 市第 101 号議案
 令和 5 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

	市	第	102	号	議	案				和	5	年	度	横	浜	市	後	期	高	齢	者	医	療	事	業	費	会	計
	±	<u> </u>	100	口.	亲关	#			_	算	_	Æ	曲	祌	心口	±	Ж:	्रमार	邮	/#	击	₩.	弗.	\triangle	∄ I.	₹.	썯	
	市士		103		議					和和	5							湾										
		第	104	号。					令	和	5	·						央									异	
		第	105		議				· ·	和	5							央									^	⇒ 1
	巾	第	106	亏	議	条			•	和	5	牛	度	愑	浜	巾	甘	子	文	十	昦	帰	佁	祉	貸	金	会	計
		KoKo	105	н	-244-	/ 				算	_	F	ميارم	-11-1	٠,,-		1414	200	-1-√	T=	т. г	п.	موليد		خلاد		^	⇒ 1
	巾	第	107	号	議	柔					5	牛	皮	傾	浜	Щ	鱽	労	有	偣	祉	共	済	爭	兼	賀	会	計
		£a£a			->4-	_			予 ^			_		1446		1.	• 1		L.L.		مدا	5.7	٠		VII.	-#+	^	I
	市	第	108	号	議	案					5	年	度	横	浜	市	公	害	被	害	者	救	済	事	業	費	会	計
									予 ·																			
	市		109		議					•	5							街										算
	市	第	110	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	自	動	車	駐	車	場	事	業	費	会	計	子
算																												
	市		111	号					令	和	5	年	度					墓										
	市	第	112		議				令	和	5	•	度		浜			力										
	市	第	113	号	議	案				和	5	年	度	横	浜	市	み	Ŀ	り	保	全	創	造	事	業	費	会	計
									予	算																		
	市	第	114	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	公	共	事	業	用	地	費	会	計	予	算	
	市	第	115	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	市	債	金	会	計	予	算					
	市	第	116	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	下	水	道	事	業	숲	計	予	算			
	市	第	117	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	埋	<u>\f\</u>	事	業	会	計	予	算				
	水	第	3	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	水	道	事	業	会	計	予	算				
	水	第	4	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	工	業	用	水	道	事	業	会	計	予	算	
	交	第	2	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	自	動	車	事	業	会	計	予	算			
	交	第	3	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	高	速	鉄	道	事	業	会	計	予	算		
	病	第	2	号	議	案			令	和	5	年	度	横	浜	市	病	院	事	業	会	計	予	算				
	市	第	118	号	議	案			横	浜	市	事	務	分	掌	条	例	\mathcal{O}	_	部	改	正						
	市	第	119	号	議	案			横	浜	市	職	員	定	数	条	例	等	O	_	部	改	正					
	市	第	120	号	議	案			横	浜	市	小	児	\mathcal{O}	医	療	費	助	成	に	関	す	る	条	例	\mathcal{O}	_	部
									改	正																		
	市	第	121	号	議	案			横	浜	市	市	庁	舎	整	備	基	金	条	例	0)	廃	止					
	市	第	122	号	議	案			包	括	外	部	監	查	契	約	0)	締	結									
			以上	29	件	審	議	中																				

4 散会時刻 午後3時32分

令和5年第1回市会定例会会議事項(第3日)

- 1 開議日時 2月15日 午前10時01分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

諮問市第 1 号市営住宅入居者資格決定処分に係る審査請求に関する諮問

以上(付託分)委員会報告どおり異議のない旨答申

市第 123 号議案 第 4 期横浜市教育振興基本計画の策定

市第 128 号議案 横浜市保育所条例の一部改正

市第 140 号議案 令 和 4 年 度 横 浜 市 港 湾 整 備 事 業 費 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

市第 146 号議案 令 和 4 年 度 横 浜 市 市 街 地 開 発 事 業 費 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

市第 124 号議案 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会条例の制定 市第 133 号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の 上限の変更の認可

市第 125 号議案 横浜市公告式条例の一部改正

市第 126 号議案 横浜市手数料条例の一部改正

市第 127 号議案 横浜市手数料条例等の一部改正

市第 129 号議案 網島第 380 号線等市道路線の認定及び廃止

市第 130 号議案 都筑区民文化センター (仮称) 用建物の取得

市第 131 号議案 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分

市 第 132 号 議 案 不 当 利 得 返 還 に つ い て の 訴 え の 提 起

水第 5 号議案 活性炭の入札等に係る損害賠償についての訴えの提起

市第 134 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更

市第 135 号議案 本牧市民プール再整備事業契約の変更

市第 137 号議案 令和 4 年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算 (第 1 号)

市第 138 号議案 令和 4 年度横浜市介護保険事業費会計補正予算 (第 1 号)

市第 139 号議案 令 和 4 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計補正予算 (第 1 号)

市第 141 号議案 令和4年度横浜市中央卸売市場費会計補正予

算 (第2号)

市第 143 号議案 令 和 4 年 度 横 浜 市 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

市第 144 号議案 令 和 4 年 度 横 浜 市 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

市第 145 号議案 令和 4 年度横浜市公害被害者救済事業費会計補正予算 (第 1 号)

市第 149 号議案 令和 4 年度横浜市公共事業用地費会計補正予算 (第 1 号)

市第 151 号議案 令和 4 年度横浜市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

交第 5 号議案 令和4年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算 (第1号)

以上35件(付託分)委員会報告どおり原案可決

議第 4 号議案 横浜市会個人情報の保護に関する条例の制定 以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

議第 5 号議案 瑞穂ふ頭/横浜ノース・ドックにおける米軍の小型 揚陸艇部隊の新編に対し万全の対策等を求める意見書の提出

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

市第 99 号議案から 令和 5 年度横浜市各会計予算及び予算関

市第 122 号議案まで 係議案 以上 29 件審議中

4 散会時刻 午後5時34分

令和5年第1回市会定例会会議事項(第4日)

- 1 開議日時 2月17日 午前10時01分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市第 99 号議案から 令和 5 年度横浜市各会計予算及び予算関 市第 122 号議案まで 係議案

以上29件43人から成る予算第一特別委員会及び42人から成る予算第二特別委員会を設置し、付託

予算第一及び予算第二特別委員会委員長並びに同副委員長各 2 人の選挙

以上議長指名により選挙

当選人 次のとおり

予算第一特別委員会

委員長 磯部 圭太君

副委員長 高 橋 のりみ 君

同 大岩真善和君

予算第二特別委員会

委員長 藤崎浩太郎 君

副委員長 山 本 たかし 君

同 行 田 朝 仁 君

4 散会時刻 午後5時53分

別紙1

予 算 第 一 ・ 予 算 第 二 特 別 委 員 会 委 員

	第一特別多	兵員会委員	第二特別委員会委	員
	東みちよ	鈴木太郎	青木亮祐 瀬之間 康	浩
	磯 部 圭 太	関 勝則	伊 波 俊之助 長谷川 弱	楚 磨
	梶 村 充	田野井 一 雄	大桑正貴 伏見幸	枝
	鴨志田 啓 介	高 橋 のりみ	草間剛松本	研
自民	川口 広	福地茂	黒川勝山田一	- 誠
	佐藤茂	藤代哲夫	小 松 範 昭 山 本 た	かし
	佐 藤 祐 文	山下正人	輿 石 且 子 遊 佐 大	輔
	清水富雄	渡邊忠則	斉藤達也 横山正	人
	渋 谷 健		酒 井 誠 横 山 勇	太朗
	大 岩 真善和	麓 理 恵	有 村 俊 彦 田 中 は)き
	大野 トモイ	望月高徳	大 山 しょうじ 長谷川 え	.つこ
立 憲	佐久間 衛	谷田部 孝 一	荻 原 隆 宏 花 上 喜	代志
	中 山 大 輔	山 浦 英 太	梶 尾 明 藤 崎 浩	太郎
	ふじい 芳 明		今野典人 森 ひろ	たか
	安 西 英 俊	斉 藤 伸 一	行 田 朝 仁 竹野内	猛
公 明	尾崎太	斎 藤 真 二	久 保 和 弘 中 島 光	徳
A 91	加藤広人	竹 内 康 洋	源波正保福島直	子
	木 内 秀 一	仁 田 昌 寿	髙橋正治望月康	弘
	大 貫 憲 夫	古谷靖彦	荒 木 由美子 河 治 民	去夫
共 産	北谷まり	み わ 智恵美	岩 崎 ひろし	
	白 井 正 子		宇佐美 さやか	
民主	坂 本 勝 司	二 井 くみよ	こがゆ 康 弘	
無ク	豊田有希		井 上 さくら	
神ネ	平 田 いくよ			

令和5年第1回市会定例会会議事項(第5日)

- 1 開議日時 3月16日 午後2時00分
- 2 出席議員 85人
- 3 会議のてん末 次のとおり

市	第	99	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	_	般	会	計	予	算						
市	第	109	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	市	街	地	開	発	事	業	費	会	計	予	算
市	第	100	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	玉	民	健	康	保	険	事	業	費	会	計	予
						算																			
市	第	103	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	港	湾	整	備	事	業	費	会	計	予	算	
市	第	113	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	み	لخ	り	保	全	創	造	事	業	費	会	計
						予	算																		
市	第	119	号	議	案	横	浜	市	職	員	定	数	条	例	等	\bigcirc	_	部	改	正					
市	第	118	号	議	案	横	浜	市	事	務	分	掌	条	例	\mathcal{O}	_	部	改	正						
市	第	117	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	埋	<u>\f\</u>	事	業	会	計	予	算				
市	第	121	号	議	案	横	浜	市	市	庁	舎	整	備	基	金	条	例	\bigcirc	廃	止					
市	第	101	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	介	護	保	険	事	業	費	会	計	予	算	
市	第	102	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	後	期	高	齢	者	医	療	事	業	費	会	計
						予	算																		
市	第	104	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	中	央	卸	売	市	場	費	会	計	予	算	
市	第	105	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	中	央	と	畜	場	費	会	計	予	算		
市	第	106	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	母	子	父	子	寡	婦	福	祉	資	金	会	計
						予	算																		
市	第	107	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	勤	労	者	福	祉	共	済	事	業	費	슺	計
						予	算																		
市	第	108	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	公	害	被	害	者	救	済	事	業	費	会	計
						予	算																		
市	第	110	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	自	動	車	駐	車	場	事	業	費	会	計	予
						算																			
市	第	111	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	新	墓	園	事	業	費	会	計	予	算		
市	第	112	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	風	力	発	電	事	業	費	会	計	予	算	
市	第	114	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	公	共	事	業	用	地	費	会	計	予	算	
市	第	115	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	市	債	金	会	計	予	算					
市	第	116	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	下	水	道	事	業	会	計	予	算			
水	第	3	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	水	道	事	業	会	計	予	算				
水	第	4	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	工	業	用	水	道	事	業	会	計	予	算	
交	第	2	号	議	案	令	和	5	年	度	横	浜	市	自	動	車	事	業	会	計	予	算			
حلي	14	0		=+	//	\wedge	1.	_	\vdash	144	1411:	3/1-	-		\ ±	ΔH	144	#	عللح	\wedge	⇒ 1	\rightarrow	//		

交第 3 号議案 令和5年度横浜市高速鉄道事業会計予算

病第 2 号議案 令和5年度横浜市病院事業会計予算

市第 120 号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部 改正

市第 122 号議案 包括外部監査契約の締結 以上 29 件(付託分)委員会報告どおり原案可決

請願第 10 号 小児医療費助成制度の拡充について 以上(付託分)委員会報告どおり不採択

請願第 9 号 次世代自動車の導入推進について 以上(付託分)委員会報告どおり採択

議第 6 号議案 横浜市会委員会条例の一部改正 以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

議第 7 号議案 緊急事態に関する国会審議を求める意見書の 提出

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

特別委員会報告書 以上報告、市長に送付

市第 153 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に 関する条例等の一部改正

市第 154 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正 以上 2 件関係常任委員会に付託

市第 153 号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に 関する条例等の一部改正

市第 154 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正 以上 2 件 (付託分)委員会報告どおり原案可決

市第 155 号議案 横浜市土地利用審査会委員の任命 以上委員会付託を省略、即決にて同意

諮問市第 2 号人権擁護委員候補者の推薦以上委員会付託を省略、即決にて異議のない旨答申

閉会中継続審査 委員会所管事務23件は、いずれも閉会中継続審査とした。 4 閉会時刻 午後4時44分

その他

会会第 1671 号 令和5年4月5日

区局長各位

副 市 長

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用についての一部改正について(依命通達)

横浜市予算、決算及び金銭会計規則の解釈と運用について(昭和39年7月25日総総第 213 号助役依命通達)の一部を次のように改正し、令和5年4月5日から施行する。

第3の6(2)に次のように加える。

ヤ 口座振替受付サービスに要する経費